

# エジプトにおけるファーターイマ朝後半期のワズィール職

菟原卓

## はじめに

- 一 ワズィール職の推移
- 二 ワズィールの権限と地位
- 三 後半期ワズィール職の歴史的意義

## はじめに

カリフハムスタンシル治世（ヒジュラ暦三〇九年／西暦一〇三〇年）なかば、ファーターイマ朝エジプトは、諸軍團の對立抗争と未曾有の大飢饉のもと、無政府状態におちいった。治安回復をはかるカリフによって、シリアから招聘されたアルメニア人軍團長バドル・アル・ジャマリーは、ワズィール職（宰相職）に就任するとともに、武力をもって内訌を收拾した。しかしながら、内亂を鎮定することによって獲得された彼の権力は強大なものとなり、ワズィール職の性格も従来とは一變した。すなわち、バドル以前のワズィール職は、原則として文民の職業的専門官僚によって占められ、その管掌範圍も行政の分野に限定されたものであったのに對し、彼以後のワズィールは、文武の最高権限を掌握し、カリフにかわる事實上の國家の支配者となったのである。

321  
このようなワズィール職の性格の變化は、ファーターイマ朝支配體制の變容という問題ばかりでなく、廣く西アジア・イ

スラム世界における軍事的支配體制の確立という問題ともかわる重要な現象である。ところが、ファーターイマ朝ワズィール職に關する従來の研究は、必ずしも十分とはいえないものであった。Musharrafa, H. I. Hasan, Majid の概説<sup>(1)</sup>、Canard や Cahen による個別ワズィールに關する論考<sup>(2)</sup>、また Shayyal による著述史料所載のワズィール關係公文書の紹介などは、いずれもワズィール職の全貌を明らかにするものではない。そして唯一の專著である、M. H. al-Minawi, al-wizara wa al-wuzarat' fi al-'asr al-fatimi (フマーティマ朝時代におけるワズィール職とワズィール) (Cairo 1970) も、ワズィール職にかかわる諸問題を包括的に扱ってはいるものの、内容は有力ワズィールの事蹟の羅列にとどまることが多く、個々の事實を總合した體系的制度史とはいいがたい。さらにこの研究の難點としては、性格の限られた史料を一般化して制度の説明に用いたため、前半期と後半期のワズィール職の性格の相違がぼやけてしまったこと、また全體にわたってほとんどまったく典據が明示されていないことが指摘される<sup>(4)</sup>。

そこで本稿では、筆者が以前に發表した前半期ワズィール職に關する論考のいわば續編として、後半期ワズィール職の實態に迫り、性格を體系的に把握し、あわせてその歴史的な意義の考察を試みてみたい。

### 一 ワズィール職の推移

Badr al-Jamali (在任<sup>(5)</sup>年 jumada I 月<sup>(6)</sup> 月または jumada I 月<sup>(7)</sup> 月—1059年三月)

アルメニア人。もと Jamāl al-Dawla b. 'Ammār のマムルーク。ダマスクスの總督 wali に二度任じられたが (1055年 rabī' II 月<sup>(8)</sup> 年 rajab 月<sup>(9)</sup>—1056年四月—1056年七月、1056年 sha'ban 月<sup>(10)</sup> 年 ramadan 月<sup>(11)</sup>—1056年七月—1056年七月)、いずれの場合も住民の反亂のため當地を退去、その後はアッカを支配した<sup>(6)</sup>。

當時エジプトは、四五四年 (1053年) のトルコ人軍團 al-atrak と黒人軍團 al-'abid al-sudan の武闘に端を發する諸軍團の割據抗争の状態下にあり、下エジプトは Lawata、ベルベル族とマグリブ軍團 al-maghariha、上エジプトは黒人軍

團、首都カイロおよびフスタートはトルコ人軍團の蟠踞するところとなつていた。とりわけ首都において優勢を占めたトルコ人軍團の俸給増額の強要と暴虐は、とどまるところを知らず、國庫、カリフ資産まで劫掠されるありさまであつた。武鬪の展開に加えて、四五七年(1065年)から四六四年(1071年)にわたる大飢饉は農村の荒廢を決定的にした。中央政府の文民による統制機能は麻痺し、混亂と無秩序はその極に達して(7)いた。治安回復をはかるカリフハムスタンシルの召請に應じたバドルが、自ら徵募した直屬軍團を率いて、カイロに到着したのは、四六六年 *January* 一月(1066年1月)である(8)。彼はただちに、トルコ人軍團の多數のアミール(高級軍人)を肅清した後、正式にワズィール職に任じられた。さらに翌四六七年(1067年)には、ラワータ族の征討をはじめ、下エジプトを轉戦して鎮壓し、ついで上エジプトの黒人軍團を討伐して、國內の掃蕩を終えた(9)。

内亂を武力で鎮定することによって得られたバドルの権限が、従來のワズィール職にはみられない強大なものとなつたのは、當然であつたといえよう。中央行政府の首長という従來のワズィールの地位に加えて、彼は最高軍司令官 *amir al-juyush* をも兼任し、その地位は、「劍と筆のワズィール *wazir al-sayf wa al-qalam* (あるいは單に「劍のワズィール)」と呼稱されるのである(10)。さらに彼には、原則として前半期のワズィールの管掌外であつた司法およびイスマール派教宣における最高権限が委ねられた(11)。こうした國家の樞要の地位のワズィールによる獨占は、その後の歴代ワズィールにも受け繼がれてゆく。

バドルの内治面の業績としては、混亂收拾後、三年間にわたつて農民の地租を免除したこと(12)、また諸官廳 *dawamin* および官吏の規律を正し、行政區劃 *rayat* を整備したことなどが傳えられる(13)。これらの措置や、混亂期にエジプトを避けていた商人たちの歸還もあつて、ファーティマ朝が、再び經濟的繁榮を取り戻したことは事實である(14)。四八三年(1091年)に行われた國家歲入調査によると、總額は三二〇萬ディーナールに達したといわれる(14)。これを前半期のワズィール *Yasuri* (881-896年/1061-1066年)時代の歲入二〇〇萬ディーナールと比べれば、その繁榮のほどがわかる(15)。

al-Aḥḡal b. Badr al-Jamālī (死七年 rabī' 1 月 壬 年 ramadan 月 / 1066 年 3 月 1 日 壬 年 3 月 1 日)

前記バドルの息子。父の晩年からすでにその補佐を勤めていたが、四八七年 rabī' 1 月、バドルの病の危篤化とともに、ワズィールとしての監督權が委ねられた。もつともバドルが没すると、ムスタンシルは、バドルの मामлуく の一人 Amin al-Dawla Lawūn に一旦はワズィール職を委ねようとした。しかし軍團はこれを承知せず、交渉の場において彼らの恫喝に屈したカリフは、あらためてアフダルをワズィール職に任じた。

アフダルによる國事の專斷は、カリフ位繼承の場面において露骨にあらわれた。カリフムスタンシルの死 (487 年 dhū al-ḡija 月 26 日 / 1066 年 3 月 26 日) に際會したアフダルは、宮殿へ急行し、カリフの末子 Abu al-Qāsim Aḡmad をカリフムスタツリーとして即位させたのである。しかし、ムスタンシルの長子 Nizar は、自らのカリフ位繼承權を主張し、新カリフへの臣從誓約 Bay'a を拒否した。この場合、殘念ながら我々は、イスマィール派イマーム (ファーティマ朝カリフ) の繼承に絶對的な正當性を與えるところの、眞に有效な後繼指名 nasb が、いずれの側にあつたのか斷定することはできない。ただ、長子ニザールは當時五〇歳であつたのに對し、末子ムスタツリーは二〇歳であり、しかもアフダルの妹婿であつたことを思えば、アフダルの性急な獨斷的行爲が、カリフの傀儡化を意圖したものであつたことは、容易に推察される。この後、アフダルは、ムスタツリーの死に際しても、五歳一ヶ月のカリフアーミルを即位させ (489 年 safar 月 7 日 / 1066 年 3 月 2 日)、事實上の獨裁者として君臨した。

アフダルの内治面の業績としては、金貨の純分度を確定し品位を高めたこと (492 / 1067 年)、相續者不明の遺産 ḡal al-mawarīth の國庫沒收を禁じたこと、五〇一年の財政改革が擧げられる。財政問題については次の時代とあわせて別に節を改めて論じるが、アフダル時代の措置は奏功したものとみえ、年代は不明だが、國家歲入は五〇〇萬ディーナールに達したといわれる。おりからの十字軍の進出によって混亂していたシリア方面への連年のような出兵も、このような經濟的繁榮のもとでのみ可能であつたらう。

アフダルは五一年 ramadan 月末日 (三三年三月三日) 路上にて襲われ暗殺された。<sup>(23)</sup> 犯行はニザール派によつても傳えられているが、多くの史料は、カリフニアミールの素行に對して常に抑壓的であつたアフダルに對立感情を抱いていたカリフ自身によつてしくまれたものとしてゐる。<sup>(31)</sup>

al-Maimūn b. al-Batā'ihī (五三年 shawwal 月 至 五九年 ramadan 月 / 三三年三月 一 三五年 10 月)

イブン・アル・アスィールはこのワズィールの前歴について、イラクにおけるアフダルの間謀の遺兒で、父の死後零落し、フスタートの市場の荷擔人夫をしていたところ、アフダルの目にとまつて召し抱えられた、と傳えている。<sup>(32)</sup> しかしマクリズィーはこの説を否定し、彼は東方人軍團 al-masharīqa 出身であるとしてゐる。<sup>(33)</sup> マームーンがアフダルに仕えたのは五〇一年 (二六六年) であり、彼の父は高位のアミールで、その死は五一年 (二六九年) のことであるから、前者の説はとりがたい。<sup>(34)</sup> また *darīd* (指揮官) の稱號を有している點からみても、彼は武官出身であつたと推測される。もつともアフダルにはその家産管理者として仕えたのであるが、同時にワズィールの補佐として國家財政にも携わつた。五〇一年の財政改革も彼の獻策によるものであつたし、アフダル時代の穀物價格騰貴に對處したのもマームーンであつた。<sup>(35)</sup> 彼は出身こそ武官であるが、後半期のワズィールの中で、その經歷に財務官僚的色彩の強い唯一の例である。マームーンは五一年 *dhū al-hijja* 月 (三三年月) 正式のワズィールに任じられたが (それ以前は *wasīta*)、在任中に、納税請負契約制度の混亂の是正、造幣廠の建造と高品位デイナーの鑄造、<sup>(41)</sup> 交易商館の開設など經濟・財政政策に意を用いたのもゆえなしとしない。

マームーンは五一年 ramadan 月逮捕され失脚した。<sup>(43)</sup> その理由については、カリフ暗殺計畫が露見したためと傳へられている。<sup>(44)</sup> しかしこの場合も、アフダルの時と同様に、絶大な權力を有するワズィールの排除とその資産没収がカリフの意圖するところであつたと考えられる。アーミールは爾後もはやワズィールは任用せず、三名の官僚に財務を統轄させるのみであつた。<sup>(47)</sup>

アフダルの息子。ワズィール就任前の経歴は特に確認されない。

カリフ・アーミルはニザール派の手にかかつて、五二四年 dhu al-qada 月 二日 (三〇年 十月 七日) 暗殺され、カリフの従兄 'Abd al-Majid が、未出生のカリフ位後継者の攝政および後見人 *katil* として臣從誓約を受けた。<sup>(48)</sup> しかし同時に任命されたワズィール Hazār al-Mulūk の就任を承知しない軍團は造反し、彼らの要求をいれて、このアブー・アリーにワズィール職は委ねられた。<sup>(49)</sup>

アブー・アリーによってファアティマ朝國家はかつてない挑戦を受けた。十二イマーム派教義を信奉する彼は、ワズィール就任後ただちにアブド・アル・マジードを拘禁し、同派の隠れイマーム al-Imām al-Muntazar の主權を宣言した。

つまり國家宗派としてのイスマーイール派は廢されたのである。當然フトゥバにおけるアブド・アル・マジードへの言及は削除され、貨幣にも十二イマーム派のイマームの名が刻まれた。<sup>(50)</sup> 實際 S. M. Stern の研究によれば、アブー・アリー時代の貨幣として、al-Imām al-Muntazar の名の刻銘されたもの (西曆年 鑄造)、またイマームの名と共にその代理としてアブー・アリーの名の刻銘されたもの (西曆年 鑄造) が現存している。<sup>(51)</sup> アブー・アリーの造反は司法行政にも及び、五二五年、シャーフイイー學派、マリーク學派、イスマーイール派、十二イマーム派の四法學派を公認し、各派のカーデーを任命した。<sup>(52)</sup> イスマーイール派はまったく廢されたわけではないが、スンナ派・シーア派混淆のこの措置は、王朝中樞部における混亂と反撥を招いたものと思われる。結局、アブー・アリーはカリフ近習軍 *shaykh al-khass* の兵士によって暗殺され、救出されたアブド・アル・マジードがカリフ・ハーフィズとして即位したのである。<sup>(53)</sup>

Abū al-Fath Yanīs (西曆年 muḥarram 月 dhu al-hijja 月 / 三三年 三月 一三三年 二月)

アルメニア人。もとアフダルのマムルーク。アブド・アル・マジードの攝政就任時に *sahib al-bab* (*mutawallī al-bab*) の地位を得た。<sup>(54)</sup> これは「劍のワズィール」に次ぐ武官の地位である。<sup>(55)</sup> アブー・アリーの暗殺とハーフィズ救出の指揮をと

ったのはこのヤーニスであり、カリフはその功に報いるためか、復位早々彼をワズィール職に任じた。<sup>60</sup>

アブー・アリーの轍を踏むことを恐れたヤーニスは、カリフ側近の勢力を殺ぎにかかったと考えられる。まずスイブヤーン・アル・ハースと戦鬪を交え、その三〇騎以上を討った。ついで司法長官 *qadi al-quḍā'*、教宣長官 *da'i al-du'a* およびカリフ近侍の宦官を處刑した。<sup>61</sup> しかしカリフはワズィールの毒殺をもってこれに報いた (三三六年 *dhū al-hijja* 月三日 / 三三年二月七日)。<sup>62</sup>

ヤーニスの死後、ハーフィズはワズィールを任命せず自ら政務を執ったが、五二八年 (三三四年) 長子 *Sulaymān* をカリフ位後継者 *wali al-'ahd* に指定し、ワズィールの役割をも委ねた。しかしスライマーンは立太子後二ヶ月で死亡したので、その地位は弟 *Haydara* に移された。これを不満とする兄弟 *Hasan* とハイダラの内訌は大規模な武鬪に發展し (*sharḥan* 月 / 三三年五月)、勝利したハサンをカリフ位後継者に指定し政權を委譲することによって、カリフは事態を收拾した。だがハサンの専横はかえって軍の離反を招き、彼らがカリフにハサン殺害を強要するに至ると、カリフはやむなくこれを毒殺せしめた (三三年 *jumāda* II 月 / 三三年四月)。<sup>63</sup>

*Abū al-Muzaffar Bahrān* (三三年 *jumāda* II 月 / 三三年四月 - 三三年五月 / 三三年五月)

アルメニア人。キリスト教徒。アレップ北東のアルメニア人居住地 *Tell Bahir* 出身。故地を離れてカイロへ来たのは、アルメニア人コロニーの首長後継争いに敗れたためと傳えられる。<sup>64</sup> ワズィール就任直前には下エジプト *al-Gharbiyya* 州の總督 *wali* であったが、それ以前の経歴は不明である。しかし彼は武略ある人物とされており、また麾下に直屬のアルメニア人軍團約二、〇〇〇騎を擁していた点からみても、軍人として昇進していったことはほぼ間違いない。<sup>65</sup>

バフラームの中央進出の契機は前述したハサンと軍の離反にあったが、彼のカイロへの來援を要請したのがいずれの勢力であったのかは必ずしも明確ではない。<sup>62</sup> しかし、彼の到着がカリフの歓迎するところであったことは事實である。なぜならばカリフは、バフラームのカイロ到着後數日にして、側近の反對を押し切って彼をワズィール職に任じているからで

ある。<sup>63</sup>このキリスト教徒のワズィール就任に際しての王朝中樞部の反対の意義については、既に別稿でふれたが、それは要するに、後半期のワズィールには宗教典禮上の機能や司法・教宣に關する最高権限が委ねられていたからにほかならない。これに對してカリフは、バフラームのワズィール職には國家宗派にかかわる機能と権限を付與しないという條件のもとに、彼をワズィール職に任じたのである。<sup>64</sup>ハーフィズがあえて反對を押し切つてまで異例の措置をとつたのには以下の理由が考えられる。第一に、軍の専横と内訌に悩まされ續けたカリフは、直接自らの立場を支える近衛軍團として、バフラームと彼の直屬アルメニア人軍團を採用したのであらう。というのは、カリフ近習軍スイブヤーン・アル・ハーッスは、ヤーニスのために壞滅的打撃を蒙つていたからである。<sup>65</sup>同時に國家軍事力そのものも、ハサン派とハイダラ派の武闘以來、弱體化しており、<sup>66</sup>カリフはバフラーム軍團を中核として、カリフ權力よりに國家軍事力の再編成を圖つたと推察される。第二にカリフは、國家第一の高官であるワズィールに國家宗派にかかわる権限を委任しないことによつて、イスマール派イマームとしての權威を取り戻そうとしたのであらう。

ともあれ、ワズィールに就任したバフラームは、自らの兄弟縁者およびアルメニア人をエジプトに呼びよせた。このためエジプト内の彼らの數は約三〇、〇〇〇名に及び、數多くの教會や修道院が建設され、キリスト教徒勢力がムスリムを壓迫するに至つたのである。とりわけクース總督に任じられていたバフラームの兄弟 *Basak* の壓政と住民資産の沒收は、ムスリムの不滿を募らせた。<sup>67</sup>そこで高官たちはアルメニア人勢力の排除を目論み、ガルビーヤ總督 *Ridwan b. al-Wal-akishi* の來援を乞うた。リドワーンは聖戰を宣してカイロに進撃し、城外でバフラームと對峙したが、バフラームは、自陣のムスリム兵士の寢返りのため、戦うことなく上エジプト方面へ逐電した(三年 *Jumada I* 月)。<sup>68</sup>

*Ridwan b. al-Walakhshi* (三年 *Jumada I* 月三年 *shawwal* 月 / 二年三月二九年六月)

五二四年、アブー・アリーのワズィール就任を要求して造反した約五、〇〇〇名の兵士の首導者。高位のアミール。<sup>69</sup>五二八年クースおよびアフミーム地方の總督。<sup>70</sup>バフラームのワズィール就任當時サーヒブ・アル・パーブの地位にあつた



が、敬遠されアスカロン總督に任じられた(五元年 *ah. 5* 月 / 三五年春)。だがリドワーンは、當地でエジプトへ向かうアルメニア人集團を迫害し追ひ拂ったので、カイロへ召還され、その後ガルビーヤ總督に轉ぜられた(三三年 *ah. 11* 月 / 三三年(二月) <sup>(72)</sup>)。カイロ進撃にあたっては、現地の遊牧アラブその他を糾合して約三萬の兵力を有していたと傳えられるが、その壓倒的軍事力が、ハーフィズをして、バフラームの出走直後に彼をワズィール職に任せしめたのであろう。<sup>(74)</sup>

リドワーンの政策の一大特徴は反キリスト教徒主義である。元來ファアティマ朝の財政實務においてキリスト教徒官吏の占める割合は大であったが、<sup>(75)</sup>バフラームのキリスト教徒優遇策は彼らの進出を助長していた。そこでリドワーンは五三年 *ah. al-qa'da* 月(三三年七月)、從來キリスト教徒のついでいたポストにムスリムを採用した。また對外的にも聖戰廳 *diwan al-jihad* の新設、地中海沿岸都市の防禦強化、アスカロンの防禦裝備の充實、シリア方面への出兵など、積極的な十字軍對策を講じた。<sup>(76)</sup>さらに五三二年にはバフラーム一派のキリスト教徒を彈壓、殺害し、殘存勢力の大部分を根絶した。また同年、キリスト教徒およびユダヤ教徒に對する日常生活上の種々の禁令を布告している。<sup>(77)</sup>

一方リドワーン自身の宗教信條はスンナ派であり、<sup>(78)</sup>マールク學派の法學者を婚姻契約擔當のカーディーに任命するなど、<sup>(79)</sup>司法行政上のスンナ派化を助成していたようである。その證據に、リドワーンの失脚直後五三三年 *ah. al-qa'da* 月(三三年七月)に選任された司法長官には、「司法はファアティマ朝イスマアイル派教義によるべし」という條件が課され<sup>(80)</sup>ている。このようなスンニーのワズィールとカリフとの關係は時とともに險惡化し、結局この場合もワズィール反對派軍人の反亂をカリフが煽動するという形で、リドワーンはカイロを追われた(五三年 *shawwal* 月)。<sup>(81)</sup>

ハーフィズはリドワーンより後もはやワズィールは任用せず、政務の補佐あるいは財務の統轄に幾人かの文民官僚を用いた。<sup>(82)</sup>

Abū al-Fatḥ b. Maṣāl (三四年 *junāda* II 月 *sha'bān* 月 / 三九年(二月三月))

北アフリカ・バルカ地方出身。若年の頃は鷹狩や狩獵に従事していたと傳えられる。<sup>(84)</sup>その後軍務に就いたとみえ、カイ

口を追われたリドワーンが再度首都を襲撃した際（五三四年／三二年）、その追討の任にあたっている。五三四年諸國事の監督 *tadbir al-umūr* を委ねられたとあるが、その職掌も在任期間も不明で、少なくともワズィールではない。<sup>65)</sup> *Dawādārī* の年代記五三九—四〇年の條以降五四三年の條まで、マサールは諸事の監督 *naẓir fi al-masāliḥ* を委ねられているが、*masāliḥ* には「公共の福利」という意味もあり、この場合の職掌の具體的内容はマザリームの監督であったと推定される。というのは、五四二年當時、マサールが臣民の訴願書 *riqā' bi-hawā'ij al-nās* を受理し、それらをカリフに提示する役目に携わっているからである。だとすれば、當時の彼の地位はサーヒブ・アル・バーブであったにちがいない。なぜならばファアティマ朝末期の制度を説明している史料記述によれば、「劍のワズィール」の存在しない場合には、サーヒブ・アル・バーブがマザリームに臨むとされており、この時の状況はまさにそれに相當するばかりでなく、同時代のサーヒブ・アル・バーブであった *Khumartash* は五四〇年に死亡していることが確認されるからである。<sup>66)</sup>

カリフハーフィズは五四四年 *jumāda II* 月五日（二〇九年二月〇日）死亡し、その遺詔 *wasīyya* によって末子（モウケ月）がカリフハーフィルとして即位した。<sup>67)</sup> ザーフィルは、これも父の遺詔に従って、マサールをワズィールに任用したが、彼の在任はごく短期間に終ってしまった。アレキサンドリア總督 *‘Alī b. al-Sallār* がワズィール職を欲してカイロに進撃したからである。この行爲には何らの大義名分も認められないが、宮廷はサッラールをワズィール職に任じ、追われたマサールは *shawwāl* 月（二〇九年二月）敗死した。<sup>68)</sup>

*Abū al-Ḥasan ‘Alī b. al-Sallār* (五三九年 *shahān* 月—五三九年 *muharram* 月／二〇九年三月—二〇九年四月)

父はエルサレム領主 *Sukmān b. Artuq* の部將。アフダルのエルサレム攻略（五二二年 *shawwāl* 月／二〇九年九月）以後、ファアティマ朝に仕えた。<sup>69)</sup> サッラール自身は年少期 *siḅyān al-ḥujar*（一種の軍人養成施設）に屬し、累進してアレキサンドリア（フハイラ地方を含む）總督に補された。<sup>67)</sup>

サッラールのワズィール任命は、彼の擁する軍勢の壓力に宮廷側が屈したためであり、これがカリフとワズィールの確

執のもととなった。暗殺を恐れたサッラールは、カリフの座所を移し、伺候する際にも自ら組織した警衛隊（員數〇名）を伴った。また就任の翌月、近習勢力のスイブヤーン・アル・ハーツスを肅清している。サッラールとカリフの不和は、サッラールがスンナ派であったことと無縁ではなからう。彼はワズィール在任中スンナ派教義の強化に努めたといわれ、たとえば五四六年（二三二年）には、アレキサンドリアにシャーフイー學派のためのマドラサ（學院）を建設している。また一説にはシャーフイー學派のカーディーを任命したと伝えられる。

‘Abbās b. Abī al-Furūh (歲年 muharram 月 嘉元年 rabī' 1 月) / 三五年四月—三五年五月)

父は北アフリカのズィーリー朝王家の血統を引くが、五〇九年（二三六年）故地を追放され、アレキサンドリア滞留中に死亡、母はサッラールと再婚。後年アッバースはガルビヤ總督職にあつたが、サッラールの中央進出に際會して、共にカイロに進撃した。カイロ到着後はマサール追討軍司令官を務める。五四八年 muharram 月（二三五年四月）、十字軍に對するアスカロン派遣軍司令官として任地に赴く途次、息子の Zayn をしてサッラールを暗殺せしめ、カイロに歸還した。

サッラールの排除はカリフザーフイルの望むところでもあり、アッバースはただちにワズィール職に任ぜられた。しかしながらカリフ自身も、翌五四九年 muharram 月末日（二三五年四月六日）アッバースの命によつて、ナスル邸にて暗殺されたのである。アッバースはカリフの兄弟 Jibrīl と Yusuf および彼らの甥 Abu al-Baqā をカリフ暗殺の嫌疑で誅し、カリフの遺兒 ʿAlī (當時五歲) をカリフファーズとして即位せしめた。ハーフィズの即位以來、嫡嗣相續というファアティマ朝家の大原則が崩れている點に鑑みて、アッバースは、カリフ位繼承を主張しうる年長の血脈相承者を抹殺した後、容易に傀儡化の可能な幼兒を即位させたといえよう。つまりこの事件は、その直接の誘因がなんであれ、アッバースの獨裁権確立の意圖のもとに起きた事件であつたと考えられる。

しかしアッバースの行爲は宮廷人の反撥を買い、彼らは上エジプト Munya Banī Khasīb 地方の總督 Talāʾī b. Ruzzīk に來援を乞うた。同時にカイロにおいても反亂が起こり、アッバースはそれを鎮壓したが、強力な敵對勢力の存在を悟つ

て、五四九年 rabī' 1 月 (二五四年春) シリア方面に逃走した。<sup>(10)</sup>

Talā'i' b. Ruzzīk (五六年 rabī' 1 月 五六年 ramadān 月 / 二五五年 6 月 - 二五六年 9 月)

父はバドル・アル・シャマリーと共にエジプトへ来たアルメニア人であったといわれる。タラーイー自身は五三八年 (二五四年) 頃ブハイラ總督であった。<sup>(11)</sup> 五四四年のマサル追討戦に際しては、アッバース麾下の指揮官。Munya Bani Khashb 地方の總督職在任中、<sup>(12)</sup> 宮廷の要請を受け、當地の遊牧アラブおよびムクターを糾合して進撃、アッバース逃亡直後のカイロに無血入城してワズィール職に任ぜられた。<sup>(13)</sup>

幼弱のカリフファーズのもと、タラーイーは完全な獨裁權をふるった。そのカリフも五五五年 rajab 月一七日 (二〇年 9 月 3 日) 死亡すると、<sup>(14)</sup> タラーイーは年長の諸子を排して、ファーズの従弟、Abd Allah (ユースフの息、當時九歳) をカリフアーディドとして即位せしめた。<sup>(15)</sup> さらに五五六年初頭、タラーイーは自らの娘とアーディドの婚約を強引に成立させたのである。<sup>(16)</sup> タラーイーが外戚の地位を目論んでいたことはいうまでもない。タラーイーのこのような専横は、彼が十二イマーム派教義の信奉を標榜していたこと<sup>(17)</sup> もあって、<sup>(18)</sup> 宮廷内の憎惡を醸し、五五六年 ramadān 月一九日 (二五六年 9 月 2 日) ワズィールは宮殿内にて暗殺された。<sup>(19)</sup>

Ruzzīk b. Tālā'i' (五六年 ramadān 月 五六年 muharram 月 / 二五六年 9 月 - 二五七年 2 月)

前記タラーイーの息子。父の遺言によってワズィールに就任した。<sup>(20)</sup>

五五七年 dhū al-qada 月 (二五七年 2 月) このルズズィークによって上エジプト・クルス總督職を解任された Abu Shuja' Shāwar は、これを不服として叛亂した。叛亂軍のカイロ進撃の報に、ルズズィーク側勢力は離散、ワズィール自身は五五八年 muharram 月 (二五七年 3 月) カイロを脱出したが、郊外にて遊牧アラブに捕えられ、シャールワルのもとで殺害された。<sup>(21)</sup>

Abu Shuja' Shāwar (五六年 safar 月 - ramadān 月 / 二五七年 1 月 8 月)

もとワズィール・リドワーン配下のアミールであったと伝えられる。その後タラーイーに任せ、五五五年(二三〇年)タラーイーによってクルース總督に任ぜられた。ルズズィークの逃亡直後、カイロに入城しワズィールに就任したが、八ヶ月後 Abu al-Ashbal Dirgham の反亂に遭い、敗北してシリアへ遁走した。

Abu al-Ashbal Dirgham (五六年 ramadan 月 五九年 jumada II 月 / 二三年六月 二五年正月)

ディルガームの名は、まず五四八年アッバース率いるアスカロン派遣軍の中にみえる。ついでワズィール・タラーイーが al-Bargiyya という部隊を創設した折、ディルガームはその指揮官に任ぜられた。そして五五三年 muharram-safar 月(二五年二月)のシリア南部への對十字軍遠征では司令官を務めている。シャーワルのワズィール時代には、彼は na'ib al-hab もしくはサーヒブ・アル・バーブであったとされている。

シリアへ遁走したシャーワルはダマスカスへ赴き、ザンギー朝の Nur al-Din Mahmud に救援を懇請した。ヌールッディーンは Asad al-Din Shirkuh を將とする援軍をシャーワルに授け、彼らは五五九年 jumada II 月(二五年四月)エジプトへ侵入した。ビルバイスにおいて迎撃軍を破ったシャーワルは同月末カイロに入城し、逃亡したディルガームは捕えられ殺害された。

Abu Shujā' Shāwar (五九年 rajab 月 五九年 rabī II 月 / 二五年五月 二六年一月)

シャーワルはヌールッディーンの援軍派遣への代償として、エジプトの税収の三分の一の供與およびシリア軍へのイクター分與をなすという協約を結んでいたといわれる。しかしながらワズィール職復歸に成功したシャーワルは、シールクーフ麾下のシリア軍に對して、その協約を履行せず、以後の兩者の武闘を惹起した。この抗争は十字軍の軍事介入を伴って、五五九一六四年間に三次にわたり、最終的に、シャーワルはシリア軍に捕えられ殺害された。

Asad al-Din Shirkuh (五九年 rabī II 月 / jumada II 月 / 二五年一月 二六年一月)

クルド人。バグダードのセルジューク朝部將 Mujāhid al-Din Bihruz に、兄 Najm al-Din Ayyūb と共に仕え、チ

グルス河畔 Takrit の皆を委ねられていた。その後モスルのアタベク 'Imad al-Din Zangi' 彼の死後はアレッポのアタベク Nur al-Din Mahmud に任せ、部將として頭角を表わした。<sup>(33)</sup> 三次にわたるエジプト進攻のいずれにも司令官を務め、ファアティマ朝ワズィールの地位を得たが、在任約二ヶ月で没した。<sup>(34)</sup>

Salah al-Din Yusuf b. Ayyub (533年 jumada II 月—539年 muharram 月 / 1173年3月—1193年9月)

シールクーフの甥 (アイニープの息子)。叔父と共にエジプト遠征に参加し、武功をたて、叔父の没後、遠征軍司令官の地位とワズィール職を受け継いだ。<sup>(34)</sup>

ワズィールに就任したサラーフ・アッディーンは、ファアティマ朝の高官、高級軍人の資産、イクターを没收し、自らの親族や配下の軍人にはイクターを授與した。<sup>(35)</sup> このいわゆる「軍事イクター制」の施行によって、サラーフ・アッディーンの軍事力の經濟基盤が確立されたのである。<sup>(36)</sup> 一方サラーフ・アッディーンは、ファアティマ朝イスマィール派支配體制そのものの覆滅計畫を段階的に實施した。五六五年 (1170年) アザーン (禮拜への呼びかけ) における Hayya 'alā khayr al-'amal 「善行のために來たれ」というシア派の用いる唱句を廢した。ついで同年 dhu al-hija 月 (同(月)には、フトゥバにおいてスンナ派正統カリフのアブー・バクル、ウマル、ウスマーンの名がアリーの名に先立って讀みこまれることを命じた。<sup>(37)</sup> 五六六年 (1171年) には、フスタートトにシャーフィイー學派およびマリーク學派のマドラサを建設。司法長官にはシャーフィイー學派のカーディーを任命し、またその配下のカーディーも、従来のファアティマ朝のカーディーを罷免し、シャーフィイー學派の者に入れ替えた。アズハル・モスクその他におけるイスマィール派教學集會 majlis al-da'wa も廢された。<sup>(38)</sup> そして五六七年 muharram 月七日 (1171年9月10日)、非公式ではあったが、フスタートトのアムル・モスクではフトゥバからカリフアッディドへの言及が削除された。三日後既に病篤かったアッディドは没したが、サラーフ・アッディーンは後繼カリフを立てず、ここにファアティマ朝の命脈は斷たれた。<sup>(39)</sup>

以上、大略ワズィールの経歴をも含めて後半期ワズィール職の推移を跡附けたが、とりあえず以下の諸點を確認して次節へ進みたい。まず第一に、ワズィールの全員が軍人階層の出身であることは、前半期との決定的な相違である。マームーンがやや例外的であり、アフダル、アブー・アリー、ルズズィークらには軍事貴族的な性格も感じられるが、他はすべて軍務の中で昇進した者といえる。第二に、彼らの就任に至る経緯も、内亂の鎮定、軍による擁立、地方總督の中央進軍、武闘など、直接間接に軍事的實力に訴える場合がほとんどである。カリフ側からの尋常な任免は、マームーンの場合を除いて、形骸化している。第三に、後半期政治過程の全體の様相は、成長後のカリフアミールとハーフィズの治世中にカリフ權力の一時的回復（カリフの親裁）がみられるものの、ほぼワズィールを中心に展開し、彼らによる政權交替の觀を呈する。この間ファアティマ朝イスマアィール派の支配體制はワズィールのカリフ即位への干涉、反イスマアィール派的政治行動のために、その根本から揺るがされた。

それでは後半期のワズィールは、制度的にはどのような権限を有し、どのような地位を占めていたのであろうか。

## 二 ワズィールの権限と地位

バドルの時代から王朝の最後に至るまでの劍のワズィールは、エジプトの支配者となり、權力者となった。彼らは、アミール、軍隊、カーディー、書記官、その他すべての臣民に對する完全な支配權を有し、行政官や宗務官を任命した (Khalaf, I, p. 440)。

マクリズィーによるこの記述は、後半期のワズィールが、ファアティマ朝體制を支える三本の柱、すなわち、軍隊、行政官僚機構、宗務組織に對する全權限を掌握していたことを簡潔に物語っている。まずはこれらの三側面に關する検討から始めよう。

軍隊に關しては、前半期のワズィールにも監督権限がなかったわけではない。ただしそれは、行政機構を媒介とする諸軍團の健全な維持管理、つまり軍政の監督という立場で規定されていた。<sup>(4)</sup>しかるに後半期においては、たとえばタラーイ

ーのワズィール任命文書中に、軍の指揮命令權 *imāra* を委ねることが明記されているように、ワズィールの権限は軍の統帥權にも及んでいた。この事實はワズィールが帯びた稱號 (*Caqāb, nāt* 史料中には區別なく用いられる) の面からも證される。すなわち、筆者の知るかぎり、後半期のワズィール十六名中十三名について、最高軍司令官 *amir al-juyush* の稱號を有していたことが確認され、軍の統帥權の掌握が彼らのワズィール職の本質的な屬性であったことがうかがわれるのである。いしかえるならば、後半期のワズィールは國家軍事を直接に擔當する存在であった。バドルはムスタンシルの招請を受諾するにあたって、自ら徵募した軍團を率いてゆくこと、および従來のファーティマ朝の諸軍團勢力を残さないことを條件にしたと傳えられている。したがって、バドルによる秩序回復は同時にまた既成諸軍團勢力の一掃でもあり、その結果バドル直屬のアルメニア人軍團は *al-juyushīya* (*amir al-juyush* に由來する名稱) と呼ばれて、以後半世紀餘中央におけるファーティマ朝軍の中核の位置を占めた。ジュネーシーヤ軍團の軍團長に對する忠誠は、バドル没後ワズィール職がラーウーンに委ねられようとした時の彼らの態度の内にもみることができる。ラーウーンは、自らのワズィール就任への贊同を得る目論見で、この軍團の軍人を買収していたが、當時ジュネーシーヤ内で最も主だったアミールであった *Zayn al-Dawla Atfakim* は、アフダルをさしおいてバドルの मामルークが支配權を握ることの非を彼らに説いた。その結果カリフムスタンシルがラーウーンをワズィールに任じるや、ジュネーシーヤの軍人たちは宮城内庭に集結し、ラーウーンの就任を承知しないばかりか、決定に従えとするカリフ自身の命令にも、劍を抜き放ってそれを拒絶したのである。バドル、アフダルの長期にわたる獨裁も、國家軍事力の中核を占めるこのような直屬軍團を背景に可能だった。この後も、ジュネーシーヤほどの勢力ではなかったにせよ、バフラムも直屬アルメニア人軍團二、〇〇〇騎を擁している。地方總督の場合も、おそらくは任地周邊において軍事的な勢力扶植を圖っていたはずであり、リドワーンやタライイーは、中央進撃に先だって現地の遊牧アラブやムクターを糾合して、容易に私的武力集團を形成している。シールクーフ、サラーフ・アッディーン(44)の軍事力の中核が、*Asadiyya* と呼ばれるクルド人軍團であったことはいうまでもない。またサッラールの(44)



組織した警衛隊<sup>(49)</sup>も軍事編成上は彼の旗本であったと思われる。このように後半期のワズィールは、國家軍の統帥權を掌握するとともに、個人的にも独自の武力集團を擁することによって、武斷政治を行っていたのである。

行政機構の統轄に關しては、これは元來のワズィール職の管掌領域でもあり、當然後半期のワズィールは、完全な監督權限を有していた。たとえば、バドル、アフダル、マームーンらの在任中には、おもいきった經濟・財政政策がみられる。しかしながらこれらの実績は、いわば内治面での大局的見地からの施策ともいふべきもので、後半期のワズィールが、官吏の業務の監察や財務監査等の實務的また技術的な仕事に直接關與するといった事例の記述は、史料中にはほとんどみえない。經歷面からみても、彼らが公文書處理に必要な書記能力や、財政技術をもって仕える官僚でないことは明らかである。したがって前半期ワズィールの本領であった財政實務の監督は、より下級の別な職業的専門官僚が擔った。フアティーマ朝末期の制度を記述した史料によれば、この時期諸財務官廳の監督機關としては、財政監督廳 *diwān al-nazar* (または *nazar al-dawāim*) と財務検査廳 *diwān al-tahqīq* が存在した<sup>(50)</sup>。兩者の相互關係は明確でないが、アフダルおよびマームーン時代については *diwān al-tahqīq* が最高監督機關であつたらしい。五〇一年(二〇七年)創設のこのディーワーンは、從來諸財務官廳の統轄機關であつた *diwān al-majlis* の財務監査部門を獨立させたものであつたと考えられるが、初代長官 *Ibn Abi al-Layth* (キリスト教徒) は、五一八年(三〇四年)處刑されるまでその任にあり、國家歳入・歳出の總責任者であつた<sup>(51)</sup>。またアフダル殺害直後布告された文書は、全ディーワーンで確認された後に、*diwān al-tahqīq wa al-majlis* において保管される旨命じられており、このディーワーンが他のディーワーンを統轄する地位にあつたことを示している<sup>(52)</sup>。*diwān al-nazar* については、このディーワーンの長官は諸財務官廳 *dawāim al-amwal* の最高位を占めるとされているように<sup>(53)</sup>、その最高監督機關としての地位は明瞭である。年代記には、五二七年、五三二年、五四〇年、五四二年、五四九年の各條に長官の任免の記述がみえ、カリフ・ハーフィズ時代頃からこの機關の重要性が高まっていたと推察される。以上のいずれにせよ、ワズィール職の性格の變化にともなつて、財政實務の監督にあたる機關の必要性和

對的地位が高まったことは事實であらう。

宗務すなわちイスマール派司法および教宣は、原則として前半期のワズィールには管掌外の事柄であった。しかるに後半期においては、バドル・アル・ジャマリーに司法・教宣の権限が委ねられて以來、カーディー(司法官)、ダーイー(教宣官)はワズィールの代理とみなされ、彼らの任命権もワズィールが掌握した。<sup>059</sup>ワズィールは司法および教宣の權威の源となつたわけで、タラーイーの任命文書には、「ムスリムのカーディーの擁護と信徒のダーイーの指導、および彼らに委ねられる祈禱、説教、また(國家に)従う支持者の導きについての統御を委ねる」と明記されている。<sup>058</sup>他に著述史料に記載の残るシャーワル、シールクーフ、サラーフ・アッディーンの任命文書のいずれにおいても、カーディーの擁護 *kafala* とダーイーの指導 *hidaya* の権能は明確に言及されている。<sup>059</sup>この権能の故にワズィールは、*kahl quda al-muslim-ina wa hadi du'a al-mu'minina* (ムスリムのカーディーの擁護者にして信徒のダーイーの指導者)なる稱號を帶び、筆者の知見の及ぶところ、バドル、アフダル、マームーン、リドワーン、サッラール、タラーイー、シールクーフらにそれが確認できる。<sup>058</sup>またアブー・アリーは、*hadi al-quda* (カーディーの指導者)および *murshid du'a al-mu'minina* (信徒のダーイーの指導者)を自ら稱した。<sup>059</sup>このような事情であれば、後半期のワズィールには、*bafla'mum*を除いて、非ムスリムが存在しないのは當然といえるが、やや問題になるのは非イスマール派のワズィールにも権限が委ねられていることであらう。だがこの事實をもって、ワズィールへの司法・教宣上の権限の委任が、形式的な意味しか持たなかつたと理解すべきではない。むしろ前半期にはカリフ固有のものとしてされた國家宗派にかかわる権限が、ワズィール就任と同時に自動的に承認されるといふ事實を重く見るべきである。そして現實の個々のワズィールの政治行動が反イスマール派の場合、*fa'atayim* 朝イスマール派の權威はその根本から搖るがされたのである。<sup>060</sup>

さてこのように、國家機構の全面にわたつて最高権限を掌握した後半期のワズィールは、もはや行政官僚制の首長とい

う元來の枠を超越する存在であった。そこで以下彼らの占有していた獨自の地位を、それに伴われる特徴的事象を指摘することによって、具體的に檢證してみたい。

まず後半期のワズィールは待遇面で破格であった。臣僚の俸給支給を掌った俸給部局 *diwan al-tawatiib* のファーティマ朝末期における記録によれば、ワズィールには月額五、〇〇〇ディーナール、その息男および兄弟には二〇〇〇—三〇〇〇、<sup>062</sup>彼らの従者には員數に應じて（一括して）三〇〇—五〇〇ディーナールが支給されている。他の臣僚については、<sup>063</sup>文官中での最高額は文書廳長官 *katib al-dast al-sharh* の一五〇ディーナールであり、また武官ではサーヒブ・アル・バープの一二〇ディーナールが最高である。その他主だった高官では、國庫長官、司法長官、教宣長官の各一〇〇ディーナール、財政監督廳長官の七〇ディーナール、財務檢査廳長官の五〇ディーナール等の數字を擧げうる。このように、ワズィールの俸給が他の高官とは隔絶した高額であり、また縁者や従者にも相當額支給されている點を見れば、一般官僚の待遇がいわば職務給であるのに對し、ワズィールの待遇は、卓越した政治的地位に應じた身分給であったといえよう。

ワズィールの實質的な統治者としての地位の顯現は、マザールム法廷の場において見ることができる。前半期の場合この法廷の監督は、司法長官その他の官僚に委ねられることも多く、必ずしもワズィールの管掌するところではない。また政府の裁定についてもカリフ側に主導的な立場が認められる。<sup>063</sup>しかるに後半期の事情は次の如くである。

ワズィールが軍人である場合には（「ファーティマ朝後半期では」、彼自らマザールムに臨んだ。ワズィールに向きあって、兩傍に公證人 *shahid* を從えた司法長官が位置し、ワズィールの傍には書記 *al-muwaqqi' bi-al-qalam al-daqiq'*、<sup>064</sup>ついで財務長官 *shajib diwan al-mal'*、ワズィールの前にはサーヒブ・アル・バープ、軍司令官 *istahsalār al-'asakir'*、彼ら二人の前に補佐官 *na'ib* や侍從 *hajib*、<sup>065</sup>たちが各々の階級に應じて控えた。このマザールムは宮殿内の訴願審問の間において週二回開廷された（*Khitat*, I, p. 403）。

一般住民や臣僚の主として行政上の苦情を審理し裁定を下すために開かれたマザールム法廷は、被統治者の訴願に國家が直接返答を與えるという意味で、統治という概念のもっとも直截的具體的な制度上の表現であろう。してみると上記引用

の如く、その場を自ら主宰し、かつ文武百官を従えて勢威を發揚するワズィールの外貌は、統治者の姿にほかならない。このことは「劍のワズィール」の任命されなかつた時期に、マザールムの監督を委ねられたサーヒブ・アル・バープと比較すれば明らかで、彼の場合、その前に控えるのは監軍 *hajib* と侍従のみなのである。後半期のワズィール主宰のマザールムにおいては、おそらく訴願はカリフにはなく、ワズィールに向けて爲され、それに關して國家側が裁定した處置を指示する命令書も、ワズィールの名において發布されるのが一般であつた。實際、バフラーム、アッバース、タラーイ、シールクーフの名において發せられ、シナイ山の聖カタリナ修道院の苛税からの保護と權利の保證を指示した命令書が現存しているのである。また訴願をワズィールに對して提出することについては、アフダルは首都市内巡回の折に、當時彼の家令的存在であつたマームーンに、民衆からの訴願書を受け取らせている。これは制度としてのマザールムとはまた別なものであるが、行爲そのものは、たとえば前半期のカリフ・ハーキムに比せられるものである。

後半期ワズィールの獨自の地位は、國家的行事や儀式に關する史料記述の中にも讀みとることが出来る。典禮の主役は、後半期においても、カリフであることに變わりはないが、種々の場面でのワズィールの格式は非常に高い。

ファアティマ朝末期の官吏であつた *Im al-Tuwayr* の記述によれば、當時ヒジュラ曆新年元日には、王朝を擧げた壯大なパレードが擧行された。行事は、元日早朝、文武の臣僚が宮殿前廣場に集結することから始まる。そこで一群のアミールが、ワズィール邸に彼を迎えに赴く。ワズィールは、アミールを先導に、息男、兄弟を伴つて宮殿へ騎行し、彼らは控えの間に入つて、カリフの出御を待つのである。宮殿を出るパレードは、先導部、カリフの一團、ワズィールの一團、諸軍團の四部分から編成されているといつてよい。先導部は、アミールと彼らの息子の一群から始まり、ついで、銀杖隊 *arbāb al-qasab (al-fida)*、頸章隊 *arbāb al-atwāq*、高級宦官 *ustādh muhannak*、旗持ち、イंक壺持ち *hamil al-dawa*、太刀持ち、が續く。最後の二者の左側には各々の従者、右側にはワズィールの縁者の一團が従う。カリフは直後方に護衛隊を伴い、さらに一、〇〇〇名以上の警衛隊が兩側に展開する。ワズィールはその後に續くが、彼は自ら選抜した屈強の

五〇〇名の軍兵を引き具している。樂隊をはさんで、歩兵諸隊（四、〇〇〇名以上）、水軍（五〇〇名以上）、騎兵諸隊（三、〇〇〇名以上）、の軍團が續く。パレードは首都の所定の順路を経て宮殿前廣場に歸るが、カリフが宮殿前の Agmar モスクに達すると、行進は停止し、隊列は割れる。ワズィールがカリフの御前に出るためである。彼はカリフの前を通る際に會釋の禮をとり、カリフは會圖を返す。この行爲はカリフから施される最高の恩恵であり、「劍のワズィール」以外には許されない。その後ワズィールは先立って宮殿の門内へ騎行し、カリフの選御を迎える。最後に行事は、アミールを先導に、縁者を従えてワズィールが歸邸することをもって終わる。以上要點のみを紹介したが、行事全體に占めるワズィールの比重の大きさは明瞭である。なかでも、ワズィールが規模の大きな一團をなして、パレード編成上の重要な一部を構成していることは注目されてよい。というのは、前半期における同様のパレードの記述には、ワズィールの姿を見出すことができないからである。たとえば、四一五年 ramadān 月初日（1025年二月廿日）、カリフザヒル（在位1021年／1031年）は、宮殿からカイロ城外 Tihr モスクへのパレードを擧行した際、トルコ人軍團、クターマ軍團、黑人軍團、ダイラム人軍團、その他全軍團を伴っているが、ワズィールに關する言及は史料中にな<sup>074</sup>い。うがった見方をすれば、これは前半期と後半期における軍の統帥權の所在の相異を示唆するようでもあり、興味深い事實といえる。ちなみに、新年行事に際してのカリフからの賜與は、ワズィールに三六〇ディーナール、その息男および兄弟には五〇ディーナール、他の文武の臣僚には一〇一ディーナールとあり、やはりワズィールの待遇は格別である。

儀式におけるワズィールの格式の高さは、イード（祝祭）の典禮の内にも見える。マームーンのワズィール時代のことであるが、斷食明け祭 ʿId al-fitr に先立つカリフへの拜賀式では、まずワズィールが奏慶した後、カリフ右手に陪席し、それから他の高官や使節の拜賀を迎えるという次第になっている。<sup>073</sup> 五一五年 ḥaḡ al-jumʿa 月七日（1023年三月六日）の犠牲祭 ʿid al-naḥr (ʿid al-aḡḡā) 祝賀の日には、マームーンは、宮殿での儀式に先立って、まず自邸に文武官、高級宦官、宮廷詩人らを迎えた。宮殿においては、マームーンはカリフの前に控え、ワズィールの息男および兄弟を筆頭とする文武百

官の拜賀を受けている。<sup>076</sup>これに對して前半期のイードの儀式におけるワズィールの格式は他の高官と同等以上のもではない。<sup>077</sup>

後半期ワズィール職の特色の一つには、同一家系内でその地位を継受している例がいくつかあることが擧げられる。親子あるいは兄弟が前後してワズィール職に就任する事例は前半期にも認められる。<sup>078</sup>だがこれは、彼らが書記階層ないしは財務官吏の家系に屬することによるためと考えられ、政治制度上に別段の意味合いを持たない。これに對して後半期の場合、パドルは四十七年 jumāda I 月 (1069年9月) の早くから、アフダルをワズィール職の繼承者 wai' ah'd に指定しており、<sup>079</sup>これが政治的地位の世襲を意味していることはいうまでもない。アブー・アリーを擁立した軍團兵士は、「彼はワズィールの息子のワズィールの息子のワズィールなのだ」と叫んだと傳えられる。<sup>080</sup>ルズビークの場合は、父のタラーイーの遺言によるワズィール就任であるが、父の最期が反對派による暗殺であつたにもかかわらず、特に抵抗なく受け入れられている。これらの事例は、個々のワズィールの長期にわたる獨裁は、彼らの家系と政治的地位との結び付きを正常化する結果をもたらしたのだといえよう。サラーフ・アッディーンの場合も、その任命文書には、「(カリフは) 軍の總帥 sultān juysh (= シールクーフのこと) について、初代アミール・アル・ジュユシーシュにおける祖イマームムスタンスィールの璽に倣う。すなわち、汝を彼 (= シールクーフ) の後任に立つ。まさしく (ムスタンスィルが) 彼 (= パドル) の後にその息を立てた如く」とあり、<sup>081</sup>叔父・甥の関係ではあるが、世襲に準ずるものとみなされていた。このようなワズィールの地位の世襲の傾向は、世襲支配権力の形成の萌芽であつたといえる。事實、當時カイロに於つて政權交替の實情を直に體驗したウマール・アル・ヤマニーは、ルズビーク家の最期を「ルズビーク家の國家 dawla bani Ruzzik が終熄した」と表現しているのである。<sup>082</sup>

最後に後半期ワズィールの地位を示すものとして、彼らがマリク (王) の稱號を帯びたことを述べて、この節の締めくくりとしよう。諸史料に散見する稱號を整理すると別表のとおりである。<sup>083</sup>ところが、アスィールやマクフリーズィーの傳え

るところによると、ファアティマ朝で最初にマリクの稱號を帯びたのは、リドワーンだとされている。<sup>184</sup>リドワーン以下のワズィールのうち、タラーイー、シールクーフ、サラーフ・アッディーンについては、公文書の記載するところであり、間違いはない。また、サツラール、ルズズィーク、ディルガームについては、當時實際にこれらのワズィールに接していたウサーマやウマールの記述するところでもあるので、信用してよいだろう。シャーワルの場合も前後の事情から特に異とするに足りない。問題は、アズィールおよびマクリーズィーの所傳と矛盾するアフダル、アブー・アリーの場合で、しかもこれら二例は、表に挙げた以外に、彼らがマリクの稱號を有していたことを示す史料記述は見當らないのである。一方現代の M. H. al-Minawi は、以下の諸點を主な理由として、バドルないしは少なくともアフダルの時代から、たとえ公式の稱號として明記されることはなかったとしても、マリクという形容辭 *ḥakīm* はワズィールの稱號 *ṭāghab* のひとつであつたらうと推論している。<sup>185</sup>(一)ムスタンズィールからスライヒー朝へ送付された教書 (750年 *dhū l-ḥajja* 月末日附) 中で、バドルについて「(カリフは)彼に世俗の王 *al-malik al-siyāsī* の資質を見」「彼に王の地位を委ねる」の表現がみられること。(二)カリフアーミルが地方總督の再任を認めた文書において、アフダルについて「(神は)イスラムのいかなる王にもかつて見出されたことのない徳を彼にお授けになった」と、アフダルを他の世俗君主と比較し、彼らよりも高く評價していること。(三)頌詩中で、アフダル、アブー・アリーがマリクと言及されていること。ミナーウィーの説は、嚴密にいえば、公式の稱號と一般的呼稱との區別をあいまいにしてはいるものの、當時ワズィールがカリフからもまた一般からも、マリクという地位に比されていたことを明らかにしている。ともあれ、後半期ワズィールの多くは、マリクの稱號を帯び、カリフ宗主下の世俗的統治者の地位を標榜していたことは確かである。やがてこの稱號はアイニューブ朝スルタンに受け継がれてゆくことになる。

### 三 後半期ワズィール職の歴史的意義

以上の検討を通じて、後半期ワズィール職の性格は、ほぼ體系的に把握しえたと考える。そこで本節では、ファアティマ朝後半期におけるワズィール職は、歴史的にどのような意味を持ち、どのように位置づけることができるかを考察して、結びに替えたい。まず第一に我々はファアティマ朝イスマィール派支配體制の問題を取り上げなければならぬ。

後半期の政治過程を通じてみられる顯著な現象は、ワズィールの專權化によるカリフの存在の矮小化である。イスマィール派教義によれば、ファアティマ朝カリフは、アリーの血脈の内に相傳される神授の知識を有するイマームであり、彼はコーランの唯一の眞の解釋者として、現世と來世において信徒を救済に導く唯一の教導者である。このイマームは、單なる世俗君主ではなく、地上における神の代理者である。したがってファアティマ朝の支配は、理念的には、嚴格な神政統治である。してみると、後半期におけるカリフの國政指導からの後退は、上述のカリフのイデオロギー的機能の無實化の進行を示すものにはかならない。このようなイスマィール派支配體制の根本からの破綻は、カリフ即位の事情をみても明らかである。同派の教義では、イマームの地位は父から子へ後繼指名 *nasab* によつて継受されなければならず、他者に容喙の餘地はないはずである。しかるに、後半期に即位した六名のカリフ中、先代のナッスによるカリフ位繼承はわずかにカリフザィールのみであり、四名（ムスタッリ、アーミル、ファアイズ、アーディド）は、多分に傀儡化の意圖をもつてする、ワズィールによる即位である。アーディドの即位の頃には、ナッスによる嫡嗣相續の大原則は、宮廷内部においてさえ有名無實化していた。すなわち、ファアイズが没すると、タラーイーは宮殿へ赴き、宮廷の責任者 *zaman al-qasr* に、カリフ位に適した者の存在について尋ねた。すると彼は多數存在すると答えたのである。つまり多數の血脈相承者がカリフ位繼承可能とみなされていた。ワズィールが年少者を即位させたのはいうまでもない。まさにイスマィール派の根本教義も無實化していたといわねばならない。



さらにカリフは、司法および教宣の最高権限をワズィールに委任した結果、制度的にもその絶對的權威はあいまいなものになってしまった。司法に關していえば、「ファアティマ朝宗派は、独自の法の概念を有していた。人間の行爲は、すべての事柄において、一定の規範によって規制されねばならない。これらの規範は純粹に單一の源に由來する。その窮極的な源は神である。神こそが數多の預言者を送り、最後に預言者ムハンマドを啓示と共につかわした。ムハンマドの時代においては、彼は法の唯一の淵源であった。彼の後には、その代理 *Wasi* であり全權後繼者 *Wali* であるアリーが現れた。以後、世の終りに至るまで、連綿とイマームが存在するのである。そして彼らのみが、各々の時代における、人間の營爲と信仰に關する規範の唯一の寶庫である。」前半期においては、このような至高の權威は、司法に關する最高権限をカリフの大權事項とすることによって、制度上に反映されていた。だが後半期におけるワズィールへの司法權の委任によって、カリフは自己の法的權威を貫徹すべき制度上の據點を見失ってしまったといえよう。そして現實に反イスマアイル派のワズィールは、司法行政においても非イスマアイル派化政策をとって、イスマアイル派統治に打撃を與えたのである。教宣についていえば、宗派の勢力伸長のための組織を國家機構として組み込んだのは、ファアティマ朝の獨創であった。この組織は、中央の教宣長官を頂點とする階層秩序をなし、國內には地方府に教宣官が任命され、國外においては、ファアティマ朝の世界的宗主權を確立すべく、組織的活動が展開された。<sup>(139)</sup> この組織と戰略の窮極の指導者は、宗教上の最高指導者であり人類の教導者たるカリフでなければならない。しかし既にみたように、この權能すら後半期においてはワズィールに委任されたのである。ここにおいても、宗派の最高指導者としてのカリフの理念上の地位を、現實の國家機構の上に見出すことは困難になってしまった。

このように、絶大な權限と独自の地位を占有した後半期のワズィールは、政治權力を掌握するばかりでなく、カリフの至高の精神的權威ひいてはイスマアイル派の支配をなくすしに有名無實化してゆく存在であった。だがそれにもかかわらず、サラーフ・アッディーンによって完全に覆滅されるまで、ファアティマ朝の命脈が保たれたのは何故であろう

か。これを單なる政治上の慣習と見たつけるわけにはいかないであろう。そこで、當時の國家體制は、財政面においてどのような状態にあつたかを検討することを通じて、この問題を考へてみたい。

まずアフダル時代の五〇一年に重要な措置がみられる。この年 muharram 月(一〇三年八月)、税年度における kharāṭi 年度(太陽曆に基づく)とイスラム曆の調整が長期にわたつて看過されてきた結果、兩者間に四年のずれが生じていたで、ハラジー年度の年號をイスラム曆年度に一致させる旨の布告を發した。<sup>(101)</sup> ついで同年、下級軍人のイクター収入は減少している一方、アミールのイクター収入は倍増しており、しかも元來は國庫の取り分であるはずのムクター(イクター保有者)の過大收益 al-fawāḍil li-al-diwan は、ディーワン官吏による取り立てが不可能となつてゐるとの事實に基づいて、アフダルはすべてのイクター契約を解除し、檢地を實施した後、イクターを再分與した。<sup>(104)</sup> しかし注意しなければならぬのはこの場合イクター保有權は、イクター収入の内から一定額を國庫へ納付するという條件のもとに、競(せり)によつて取得されてゐるのである。したがつてイクターの再分與とはいつても、この措置は實質的には納税請負 qadāla の再契約とみなすことができる。<sup>(103)</sup> 實際、曆の調整から檢地という過程は、從來からの納税請負制でみられた稅務調査の手續なのである。<sup>(102)</sup> アフダルの狙いは、中小ムクターの収入の安定化(下級軍人の競を優先させた)と、その結果としての彼らによる國庫納付の安定化、およびムクターの私消していた過大收益の國庫への還元とにあつた。この措置は一應成功し、國庫には五萬ディーナールの増収があつたと傳えられる。またこの年アフダルは財務検査廳 diwan al-taḥqīq を創設してゐるが、この機構改革も、先の財政措置と無縁ではない。なぜならば納税請負人の國庫納付義務の履行も、政府側の監督が十分にしているからである。ところがこのような對策の効果も永續きはしなかつた。五一五年マームーンは、五一〇年度までおよび五一五年度までの稅收額調査を命じた。その結果、納税請負側に残されてゐる國庫納付の未納殘額 hawāqī が莫大な額に達してゐることが判明したので、彼は、五一〇年度末までの未納殘額については、その納付を免除する旨の布告を發した。<sup>(107)</sup> この納税契約額の滞納という事態を克服するため、マームーンは契約制度上の混亂

を是正した。すなわち當時、納税請負權入札のために、政府の監督下において四年毎に公式の競が開かれるという制度は既にすたれていたとみえ、請負契約における競の申し出は、随時稅務當局に受け附けられていた。その結果、請負權はより高い指値の提示者に随時移行した。しかしマームーンはこの慣行を禁じ、納税請負人が彼らの國庫納付義務を履行し續ける限り、契約期間内の彼らの權利を保證した。權利を保證することによって義務の遂行を促したわけである。

さてこれら一連の財政措置を通じてまず理解されるのは、ファーティマ朝の後半期においても、納税請負制という舊來の收取體系は維持されていることである。一時的な効果はあったとしても、アフダルやマームーンの措置は混亂した現状への對策策であつて、制度そのものを改變しているわけではない。したがつて、國庫納付すべき額を自己の收益として私消する、あるいは契約額を滞納するという制度上の弊害もまた、拂拭されることなくその後の時代に殘された。たとえば未納殘額問題はルズビークのワズイル時代にも認められる。カリフアーミル、ハーフィズ時代の納税請負制度については、既に森本公誠氏によって紹介されているが、その中で基本稅額の三分の一の徵收が直接政府官吏の手で行われるようになつているのも、納税請負制の機能低下に對する國家側の防衛策であると考えられる。いづれにせよ、ファーティマ朝後半期の徵稅は、混亂し效率の惡化した舊來の制度に依存していたといえる。一方ファーティマ朝の軍隊は、後半期においても、國庫からの俸給によつて扶養されるのが一般であつた。たとえばアフダル時代、財務檢査廳の長官として歲入・歲出の總責任者であつた Ibn Abi al-Layth は、「軍隊に支出した額を除いて」七〇萬ディーナール國庫金を増額したことを、ワズイルに自慢している。軍の扶養は國庫歲出金によつてなされていたわけである。またカリフハーフィズ時代、政府官吏による基本稅額の三分の一の徵收が、軍隊の必要經費のためになされていたことは、森本氏の指摘するところである。もつとも末期には、軍事奉仕の見返りとして、イクター收入のみで扶養される軍人も存在していたようであるが、これも一般的な扶養手段ではない。それは機構的にみても、末期において軍人へのイクター分與が増大したために設けられたと考えられる *diwan al-ig'ia'* が、軍務廳の一部局をなすにすぎないという點からもわかる。

以上のことをワズィールに即して言い替えるならば、彼らの武斷政治も存外脆弱な基盤の上に成り立っていたといえるであろう。なぜならばファーティマ朝の軍隊は、効率の悪い舊來の收取體系に依存して扶養されていたからである。圓滑に機能しない納税請負制に拘束される限り、軍團の扶養に支障をきたすことも多く、それは軍事的實力をもって立つワズィールの支配を常に不安定なものとしていた。彼らは經濟基盤において、敵對勢力を打倒する決め手を持たなかったわけであり、個々のワズィールの權力は持續性を缺いた。後半期における軍人の顯著な政治的擡頭は、それより一世紀あまり以前、イラクにおいて確立した軍事的支配體制を彷彿させるものではあったが、國家體制としてエジプトにおいて、それが確立するのは、サラーン・アッディーンの出現まで待たねばならなかった。自己の直屬軍團のみに、軍事奉仕の見返りとして、イクターを授與するという新たな體制を導入したサラーン・アッディーンにして初めて、他に卓越した軍事的實力を定着確保し、その權力も永續しえた。同時に、長期にわたる支配王朝としてのファーティマ朝の傳統的權威も、その命脈を保つ餘地を失ったのである。

註(紙幅の都合上 西暦は併記せず)

- (1) 'A. M. Musharrafa, *Nuzum al-hukm bi-miṣr fi 'aṣr al-fātimīyīn*, Cairo 1948, pp. 116—43; H. I. Hasan, *Tārīkh al-dawla al-fātimīyā*, Cairo 1958, pp. 268—79; 'A. al-M. Majid, *Nuzum al-fātimīyīn wa rasmihum fi miṣr*, Cairo 1973 (2nd ed.) I, pp. 78—93.
- (2) M. Canard, Un vizir chrétien à l'époque fātimite, *MEO*, XII (1954), pp. 84—113; C. Cahen, Un récit inédit du vizirat de Dirghām, *Annales Islamologiques*, VIII (1969), pp. 27—46.
- (3) Majmū'a.
- (4) 拙稿「エジプトにおけるファティマ朝前半期のワズィール職」(史林六一—六)。以下「前半期」と略)頁六六—七。
- (5) 死亡年月は諸史料で異なる。四八七年 rabī' 月または jumādā I 月 (Myassar, p. 30; Itrī'āz, II, p. 329; Khitāf, I, p. 382; Qalānisi, p. 128)。四八七甲 dhū al-qā'da 月 (Athir, X, p. 235)。四八八甲 (Ishāra, p. 56; Zāfir, p. 81; Khalīkān, II, p. 449)。
- (6) Ishāra, p. 55; Myassar, p. 30; Itrī'āz, II, p. 329; Qalānisi,

- pp. 91—3; Khifat, I, p. 381; Khalilkān, II, pp. 448—9; Dawādārī, p. 399.
- (c) Mūyassar, pp. 13, 16—22, 33—4; Itti'āz, II, pp. 265—6, 273—6, 278, 299—300, 311; Khifat, I, pp. 335—7; Zāfir, pp. 74—6; Ishāra, p. 55. 「福斗殿」 頁 ヲ ヲ
- (8) Zāfir, p. 76; Mūyassar, pp. 22—3; Itti'āz, II, pp. 311—2; Khifat, I, p. 382; Khalilkān, II, p. 449. カヘロ副着ザ' Ishāra (p. 55) ヲザ' rabī II 等。
- (9) Mūyassar, pp. 23—4; Itti'āz, II, pp. 312—4; Khifat, I, p. 382; Ishāra, p. 56; Zāfir, p. 76.
- (10) Zāfir, p. 81; Mūyassar, p. 33; Khifat, I, pp. 382, 440; Khalilkān, II, p. 449.
- (11) Ishāra, p. 56; Zāfir, p. 81; Mūyassar, pp. 26, 33; Itti'āz, II, pp. 313, 319; Khifat, I, pp. 382, 440; Dawādārī, p. 399; Khalilkān, II, p. 449. Mūyassar (p. 26), Itti'āz, (p. 319) ヲザ' 司法・教宣の権限が公式に委ねられたのは、四七〇年 shāban 月 ヲザ' れづら。
- (12) Mūyassar, p. 30; Itti'āz, II, p. 330; Khifat, I, p. 382.
- (13) Ishāra, p. 56.
- (14) Khifat, I, p. 100. 調査対象年度は税種をよび地域によつて異なる。四八三 hiāt 年度および四八〇 kharāji 年度 (ヒシント) 四七八 kharāji 年度 (シリマ)。
- (15) 「前半期」頁九〇。
- (16) カリフムスタンスタイルからイエメンのスライヒー朝へ送付された教書 (四七九年 muḥarram 月七日附) 中には、アブダ
- ルをベールの補佐に任じ、ベールに次ぐ高い地位を認め、官位記号をよびしる。 Mināwī, pp. 271—2; Sijillāt, pp. 64—5.
- (15) Ishāra, p. 57; Zāfir, p. 81; Khalilkān, II, p. 450; Qalānisī, p. 128.
- (16) Mūyassar, p. 31; Itti'āz, II, pp. 331—2. cf. Ishāra, pp. 57—9.
- (17) Zāfir, p. 83; Mūyassar, pp. 34—5; Itti'āz, III, p. 11; Khifat, I, p. 423; Taghrībirdī, V, pp. 142—3; Aḥīr, X, p. 237; Dawādārī, p. 443.
- (18) 著述史料の多くは、ムスタンスタイルがニザールを後継者と認めていたことを示す (Zāfir, p. 83; Mūyassar, p. 35; Itti'āz, III, p. 11; Taghrībirdī, V, p. 142; Aḥīr, X, p. 237)。<sup>1)</sup> ところが、公式にそれが宣せられたところ形跡はなく (Mūyassar, p. 35; Itti'āz, III, pp. 11—12; Taghrībirdī, V, p. 142)。<sup>2)</sup> 一方、ムスナラ曆六世紀初頭のノマーンティマ朝の公式見解を示す教書にあれば、ムスタンスタイルは當初ニザールを後継指名してはいたが、臨終の床ではムスタッリーを指名したと述べて、さらにこの指名は先の指名よりも有効であると強調してゐる。しかし、これはあくまでもムスタッリー派の主張であり、臨終時における指名が歴史的な事實であったのかどうか、誰も判断することはできない。しかも、イスマール派の教義面からみても、すでに事實とみなされていた第一の後継指名が、第二の後継指名によつて改変可能か否かは、見解の分かれるところである。また、この教書の發せられる契機となつた繼承権問題に關する宮廷内の公聴會 (五一六年 shawwāl 月) において、ニザールの

妹は、ムスタンシルが生前、ムスタラーを後継者にすべしとの意圖してゐた旨、證言したが、この證言内容の眞偽の如何か、我々には確かめ得ずなかつた。 *al-Hidāyatū 'l-Āmiriyā*, (ed.) A. A. A. Fyze, Oxford 1938, pp. 1—16 (introduction); S. M. Stern, *The Epistle of the Fatimid Caliph al-Āmir-i's Date and its Purpose*, *JRAS*, 1950, pp. 20—31; Mu'assar, pp. 66—9; Iṭī'āz, III, pp. 84—7.

㉔ Mu'assar, p. 40; Iṭī'āz, III, p. 11; Qalānisi, p. 141。生年月日は、普通一九歳。 *Khallikān*, I, p. 180 より、一八歳。しかしてムスタンシルのクニヤを「*Abū al-Ḥayyāz*」と稱し、*al-Hidāyatū 'l-Āmiriyā*, p. 13。此の生年月日の著述史料の生年月日は「*Abū al-Ḥayyāz*」と稱す。

㉕ Mu'assar, pp. 40, 66, 68; Iṭī'āz, III, pp. 28, 85, 87; Stern, *The Epistle*, p. 23 ff.; *al-Hidāyatū 'l-Āmiriyā*, pp. 7—8.

㉖ ノロキヤンビリンの稱したニキールは、昔世の總督 Nasir al-Dawla Artakin 及び住民の臣從等が受けて、カマン al-Mustafa を稱した。翌四八八年 dhū al-qa'da 月の反亂は鎮壓された。ニキールはカマンの護送の後殺害された。 Zāfir, pp. 83—4; Mu'assar, pp. 35—7; Iṭī'āz, III, pp. 11—4; Khīfāt, I, p. 423; Taghribirdi, V, pp. 143—5; Athīr, X, pp. 237—8; Dawādārī, pp. 443—4, 446。この繼承問題が、ニキール派とノローテ朝ノスモーール派との分岐の發端。

㉗ この場合には後繼指名の有無は判明しなかつたが、即位に際しての反對勢力はなかつたやうである。 Ishāra, p. 60; Zāfir, p. 87; Mu'assar, p. 40; Iṭī'āz, III, p. 31; Khīfāt, II, p. 290; Athīr,

X, p. 328; Dawādārī, p. 461; Khallikān, II, p. 450; Qalānisi, p. 141.

㉘ Mu'assar, p. 38; Iṭī'āz, III, p. 21.

㉙ 正當な相続人が申し出たが、臣の手中にありて保護すべき如何である。 Mu'assar, p. 59; Iṭī'āz, III, p. 72; H. Rabie, *The Financial System of Egypt*, London 1972, p. 127.

㉚ Mu'assar, p. 59; Iṭī'āz, III, p. 72; Khīfāt, I, p. 100.

㉛ Iṭī'āz, III, p. 20 ff. したが最終的にはノローテ朝ザンリンの大部分が、この後頭を継承した。

㉜ Ishāra, p. 61; Zāfir, p. 88; Mu'assar, pp. 57—8; Iṭī'āz, III, pp. 60—1; Athīr, X, pp. 589—91; Dawādārī, pp. 485—6; Taghribirdi, V, p. 222; Khallikān, II, pp. 450—1; Qalānisi, pp. 203—4.

㉝ Mu'assar, p. 57; Qalānisi, p. 203.

㉞ Zāfir, p. 88; Iṭī'āz, III, p. 68; Athīr, X, pp. 590—1; Taghribirdi, V, pp. 218, 222; Khallikān, II, p. 450; Qalānisi, pp. 203—4. 事實、マンダルが暗殺されるや、カリフはただのバクサーン強に赴き、その莫大な資産没收の措置を自らの手で行ふ (Mu'assar, pp. 57—8; Iṭī'āz, III, p. 69; Athīr, X, pp. 589—90)。 *Khīfāt* の Ibn al-Batā'ihī は、*Manṣūr* と *Manṣūr* (Iṭī'āz, III, pp. 61—2. *Manṣūr* と *Manṣūr* の *Manṣūr* は「前半期」頁七二) を、その全官廳に對してな、マンダル時代に定められた諸規定を變わらず實施すべき旨の布告を發して、豫想される總督の強硬の先手を打つて、*Manṣūr* (Iṭī'āz, III, p. 69; *Majmū'a* pp. 141, 325)。 *Manṣūr* のカマン派の班を捕縛す

フマルの暗殺がカリフによつてあつたか否か計書されたものであつたか否かを示唆してゐるといふことである。

⑥ Athir, X, p. 629.

⑦ Itri'az, III, p. 111. 東方人軍團については、「前半期」頁七〇并⑧参照。

⑧ Itri'az, III, p. 38; Khifat, I, p. 462.

⑨ Itri'az, III, p. 57; Mu'assar, pp. 69—70.

⑩ cf. Minawi, p. 273.

⑪ Itri'az, III, p. 39.

⑫ Itri'az, III, pp. 38—9; Khifat, I, p. 462; Athir, X, p. 589.

⑬ Ighatha, pp. 26—7. マーティンが中世一〇〇〇人程度の小衆が三〇千マールに達した。マーティンは、穀物商人の倉を封じ、新たな收穫までの賣り値を三〇千マールに定めた。一部の商人は賣り惜しんだが、收穫が入ると物價高はせられた。

⑭ 本稿第三節参照。  
⑮ 五十六年 shawwāl 月カイロに造幣廠 *dār al-darb* を建造し、高品位マールの鑄造を命じた。また同年、上エジプトのターヌに造幣廠の建造を命じた。Mu'assar, p. 62; Itri'az, III, pp. 92, 93—4; Khifat, I, pp. 445, 450. この措置はセルジューク朝や十字軍の進出によつて、マナーティマ朝がシリヤにおける多くの造幣廠を失ひ、かつ十字軍が低品位のマナーティマ朝マールの偽造をしたためとみられている。

A. S. Ehrenkreutz, Contributions to the knowledge of the fiscal administration of Egypt in the middle ages, BSOAS,

XVI (1954), pp. 506—8; idem, Arabic dinārs struck by the Crusaders, *JESHO*, VII (1964), pp. 175—9.

⑯ 五十六年、イラタシ、シリヤその他の外國商人の利用に供する交易商館 *dār al-wakāla* をカイロに開設せよと命じた。Mu'assar, p. 62; Itri'az, III, p. 92; Khifat, I, p. 451. 交易商館は *dar al-wakāla* S. D. Goitein, *A Mediterranean Society*, vol. I, pp. 186—92 参照。この政策は政治都市カイロの商業發達策への解かれるが (Goitein, p. 188) 同時に國際交易にそとの政府の監督強化を狙つたものとみられる。

⑰ Mu'assar, p. 69; Itri'az, III, p. 110; Athir, X, p. 629; Taghrbirdi, V, p. 229; Khalilkan, V, p. 299; Qalamisi, p. 212; Khifat, II, p. 291. 五十三年 rajab 月處刑。

⑱ Mu'assar, p. 69; Itri'az, III, p. 110; Athir, X, pp. 629—30; Khifat, I, p. 463.

⑲ Itri'az, III, p. 110. 註⑮参照。  
⑳ Ja'far b. 'Abd al-Mun'im, Abū Ya'qūb Ibrāhīm (ハブス人), Abū Najāh (キヌヌメト敘教)。

㉑ Zahr, pp. 88—9; Mu'assar, pp. 70, 71; Itri'az, III, pp. 115—6, 117—8, 119, 125—7; Khifat, II, p. 291; Khalilkan, V, pp. 299—300.

㉒ フーニルにはカリフ位繼承者として生後數ヶ月の幼児 Tay-yib が遺されていたことはほぼ確實だが、この遺児の存在はアブド・アル・マシード側によつて隠されたらしい。その上でマシード側は、故カリフの妻は妊娠してあり、カリフは未出生のその子のカリフ位繼承者とマシードの後見を遺言したと主張した

- ① S. M. Stern, *The Succession to the Fatimid Imām al-Āmir, Oriens* IV (1951), pp. 194—204; Zāfir, p. 94; Mu'yassar, p. 74; Itti'āz, III, p. 137; Khatāf, I, pp. 357, 406, II, p. 17; Athir, X, p. 665; Dawādārī, p. 505; Taghrībirdī, V, pp. 237—8, 240—1; Khalīkān, III, pp. 236—7.
- ② Itti'āz, III, pp. 137—9; Mu'yassar, p. 74; Khatāf, I, pp. 357, 406, II, p. 17.
- ③ Zāfir, p. 94; Mu'yassar, pp. 74, 75; Itti'āz, III, pp. 140—1, 143—4; Khatāf, I, p. 406; Athir, X, p. 672; Dawādārī, p. 508; Taghrībirdī, V, p. 238; Khalīkān, III, pp. 235—6.
- ④ Stern, *The Succession*, p. 205.
- ⑤ Mu'yassar, p. 74; Itti'āz, III, p. 142. Stern (*The Succession*, p. 206) は「この事柄のなかからよく知られてゐる人物の間に Zāfir, p. 95; Mu'yassar p. 75; Itti'āz, III, p. 143; Khatāf, I, pp. 357, 406—7, II, p. 17; Athir, X, pp. 672—3; Dawādārī, p. 506; Khalīkān, III, p. 236. ステンヤーン・ブレン・リースは死亡した軍人の子弟を集めて、カリンの側近へ騎士教育を受けたせよとの。真鍮片○○○(Mu'yassar, p. 90; Subh, III, p. 477)°」
- ⑥ ブレン・リースは救田當初は攝政として復位したが、五十二年 rabī' II 月三日眞正のトーマス・ユリッ公女と宣せられた。この間の事情については Stern, *The Succession*, p. 207 頁。参照。スターンは觸れつつながら、トーマスの妻の妊娠については「大肥田村 (Taghrībirdī, V, p. 237; Khalīkān, III, p. 237)°」(Stern, *The Succession to the Fatimid Imām al-Āmir*, *Oriens* IV (1951), pp. 194—204) と述べてゐる。
- ⑦ Zāfir, p. 98; Mu'yassar, p. 75; Itti'āz, III, pp. 137, 144, 145; Khatāf, II, p. 17; Taghrībirdī, V, p. 241. šahib, mutawallī 々 Subh (III, p. 486 頁.), Khatāf (I, p. 397 頁.) の「トーマスと救田攝政の關係」は「救田」云々の事柄の概を正確に述べてゐる。
- ⑧ Subh, III, p. 479; Khatāf, I, p. 403.
- ⑨ Itti'āz, III, pp. 143, 144; Khatāf, I, pp. 406—7, II, p. 17; Zāfir, p. 98; Mu'yassar, p. 75; Athir, X, p. 673; Dawādārī, p. 506; Taghrībirdī, V, p. 240.
- ⑩ Itti'āz, III, pp. 144—5; Khatāf, II, p. 17; Mu'yassar, p. 75. ステンヤーンは真鍮片○○○を「救田」の遺言として扱ふ。
- ⑪ Mu'yassar, p. 76; Itti'āz, III, p. 145; Khatāf, II, p. 17; Athir, X, p. 673; Taghrībirdī, V, p. 240. Zāfir (p. 98) は「救田」年月は dhū al-qa'da 月 10 日。
- ⑫ Zāfir, pp. 96—7; Mu'yassar, pp. 76—8; Itti'āz, III, pp. 146, 149—50, 153—4; Khatāf, II, pp. 17—8; Athir, XI, pp. 22—3; Taghrībirdī, V, pp. 241—3, 253; Qalānisi, p. 242.
- ⑬ Canard, *Un vizir chrétien*, pp. 89—92; Mu'yassar, p. 78; Itti'āz, III, p. 175.
- ⑭ Itti'āz, III, p. 175; Mu'yassar, pp. 78, 79; Canard, *Un vizir chrétien*, pp. 92—4.



- ㉙ Mu'assar (p. 78), Taghribirdi (V, p. 242) などには、*kan' Itti'az* (III, p. 155) などでは、*ra'ton* の誤植。一六、*Dawā-dari* (pp. 514—5) などでは、*kan' kashshah*、*kan' kashshah* の誤人軍團は反亂を起し、それらに壓倒された軍 (一般的に *al-ajnad* と記されているが、トルコ人軍團のことか) が、*inqlāb* の來援を求めたといわれる。ただしこの記述は、五二八年の *kan' kashshah* の抗争の内容が混亂している。cf. *Zāfir*, p. 97; *Itti'az*, III, p. 155; *Canard*, *Un vizir chrétien*, p. 95.
- ㉚ *ra'ib* 嗣業は、*jumādā II* 一四一四。任命は一六四六または一八四〇。Zāfir, p. 98; Mu'assar, p. 78; *Itti'az*, III, pp. 155—6.
- ㉛ 「前半期」頁八三—四。Canard, *Un vizir chrétien*, pp. 97—100; *Itti'az*, III, p. 156.
- ㉜ 本稿頁一三三。
- ㉝ この抗争は、兩派に分かれた *al-juyushiyā* 軍團 (ペルシヤ由来) と *al-rayhaniyā* 軍團 (ホムスとシベリス地方時代の *'Aziz al-Dawla Rayhān* 由来) の戦闘を扱ったが、*ra'ib* の損害は、五〇〇名と一〇〇〇名とある。これら二つの全體的なみたな、*ra'ib* 朝軍勢力は、この戦いで弱体化したといわれる。*Itti'az*, III, p. 149; *Khifāt*, II, p. 18; Mu'assar, p. 76.
- ㉞ Mu'assar, p. 79; *Itti'az*, III, p. 159; *Ahhr*, XI, p. 48; *Canard*, pp. 100—1.
- ㉟ Mu'assar, pp. 79—80; *Itti'az*, III, pp. 159—60; *Ahhr*, XI, p. 48; *Zāfir*, p. 98; *Khifāt*, I, p. 357; *Canard*, pp. 101—3. *inqlāb* のその後のことについては、Mu'assar, pp. 80, 83, 84;

*Itti'az*, III, pp. 161—2, 168, 175; *Canard*, p. 105 ff.

㊀ *Itti'az*, III, pp. 137—8; *Khifāt*, I, p. 406.

㊁ Mu'assar, p. 87; *Itti'az*, III, p. 184.

㊂ Mu'assar (p. 79) では、「*ra'ib* の息子が高時國政を牛耳つた *kan' kashshah* とされた。呼稱の違いは、*ra'ib* と *kan' kashshah* の職掌は、*ra'ib* と *kan' kashshah* の同義語である」と推定される。cf. *Encyclopaedia of Islam*, “*Hādīb*” p. 47.

㊃ Mu'assar, p. 79; *Itti'az*, III, pp. 157—8.

㊄ Mu'assar, p. 80; *Itti'az*, III, p. 159.

㊅ Mu'assar, p. 80, *Itti'az*, III, p. 161; *Zāfir*, p. 99; *Khifāt*, I, p. 357; *Ahhr*, XI, p. 48.

㊆ *ra'ib* の前半期の *ra'ib* の中心を *ra'ib* 教徒官吏出身者とする。

㊇ *Itti'az*, III, pp. 163—4; Mu'assar, p. 82.

㊈ *Itti'az*, III, p. 165; Mu'assar, p. 82. 禁令の内容は、頭髮の形、衣服、乗用動物、及び各種の儀制等に関する規定である。乗用物に乗った *ra'ib* の前を *ra'ib* が進む。

㊉ Mu'assar, p. 87; *Itti'az*, III, pp. 166, 184; *Zāfir*, p. 99.

㊊ *Itti'az*, III, p. 172. cf. Mu'assar, p. 83; *Zāfir*, p. 101.

㊋ Mu'assar p. 83. 原文は *fa-isharata an la yahkuma illā bi-madhhab al-dawla* である。*Itti'az* (III, p. 172), *Zāfir* (p. 101) の相當部分では *illā* (以外) の語が脱落している。これは明らかに *ra'ib* のラキストが正し。なぜなら *ra'ib* の *ra'ib* の存在しないこの時期は、司法長官を選任したのは *ra'ib*

- リンであり、カリフがフマーティヤ朝教義に与らなうことによつて、  
 うな條件を課すわけがないからである。  
 ⑧ たとえば五三三年の飢饉に際しては、カリフが自らの貯蔵穀  
 物の半値での賣却を命じて、モスマールがそれを實施しなかつた  
 ことによつて、この語が述べられる。 *Itt'āz*, III, pp. 165—6.
- ⑨ *Muyassar*, p. 83; *Itt'āz*, III, pp. 166—7, 168, 169—71;  
*Zāfir*, p. 99; *Khifat*, I, p. 357; *Athir*, XI, p. 48. *ムスハド*  
 ンダマシンの穀物に田舎にたぶらふこと。  
 ⑩ *Muyassar*, p. 89; *Itt'āz*, III, pp. 184, 189; *Zāfir*, p. 99;  
*Dawādārī*, p. 521. 代表として *al-Anṣārī*, *al-Tinnisi*, *al-Akhrām*  
 (キリスト教徒) などが挙げられる。このキリスト教徒「誰のどの  
 人」の権限を有する祭壇や神廟にたぶらふことは、非イスラーム教  
 徒の自由を害すること (*Itt'āz*, III, p. 189)°。キヤンニールキ  
 ヲドド—四二五年の事務記録 *naẓār al-dawāwīn* (*Muyassar*,  
 pp. 86, 87; *Itt'āz*, III, pp. 180, 182)°。このキリスト教徒は  
*dāman al-dawla* の總帥 (*Itt'āz*, III, p. 184)°。  
 ⑪ *Muyassar*, p. 90; *Itt'āz*, III, p. 198; *Khallikān*, III, pp. 416  
 —7.
- ⑫ *Itt'āz*, III, p. 173. *ムスハド* ンダマシンの「何處に何種穀物を  
 たぶらふ」。  
 ⑬ *Itt'āz*, III, p. 174.
- ⑭ *Mināwī* (pp. 280—1) の「田圃にたぶらふこと」は、*ムスハド* ンダマシ  
 ンの「たぶらふこと」の「穀物をたぶらふこと」に由来する。*Itt'āz* (III,  
 pp. 182—3) の「肥料をたぶらふこと」の「肥料」は、*ムスハド* ンダマシ  
 の *Dawādārī*, pp. 540, 541, 548.
- ⑮ *Itt'āz*, III, pp. 182—3. *ムスハド* ンダマシンの「何種穀物」  
 たる「たぶらふこと」は、*Itt'āz*, III, p. 479.
- ⑯ *Khifat*, I, pp. 402—3; *Subh*, III, p. 479.
- ⑰ *Qalanisi*, pp. 282—3; cf. *Khifat*, I, p. 403.
- ⑱ *Muyassar*, p. 88; *Itt'āz*, III, p. 193; *Khallikān*, III, p. 236,  
 I, p. 237.
- ⑳ *Muyassar*, p. 89; *Itt'āz*, III, p. 193.
- ㉑ *Muyassar*, pp. 89—90; *Itt'āz*, III, pp. 196—7; *Usāma*,  
 pp. 7—8; *Khallikān*, III, p. 416. *Khallikān* の *dhū al-qa'dā*  
 兵隊長。
- ㉒ *Khallikān*, III, p. 418, I, p. 191.
- ㉓ *Muyassar*, p. 90; *Itt'āz*, III, p. 199; *Khallikān*, III, p. 418;  
*Zāfir*, p. 102. *ムスハド* ンダマシンの「たぶらふこと」は、*B.*  
*J. Beshir*, *Fātimid Military Organization, Der Islam*, 55  
 (1978), pp. 47—8 参照。 *ムスハド* ンダマシンの「たぶらふこと」は  
 「たぶらふこと」に由来する。cf. *Subh*, III, p. 477; *Khifat*, I, p. 444.  
 ㉔ *Muyassar*, p. 89; *Zāfir*, p. 102; *Khallikān*, III, p. 418;  
*Itt'āz*, III, p. 196.
- ㉕ *Muyassar*, p. 89; *Itt'āz*, III, pp. 196—7; *Usāma*, pp. 7—  
 8; *Khallikān*, III, p. 416.
- ㉖ *Itt'āz*, III, pp. 198—9; *Khifat*, II, p. 30; *Muyassar*, p. 90.  
 ㉗ *Khallikān*, I, p. 105; III, p. 417; *Itt'āz*, III, p. 198; *Zāfir*,  
 p. 104.
- ㉘ *Zāfir*, p. 107; *Muyassar*, p. 91; *Itt'āz*, III, p. 203.
- ㉙ *Athir*, XI, p. 142; *Taghrībirdī*, V, p. 296; *Usāma*, p. 8;



II, pp. 439, 443.

④ Iti'āz, II, pp. 258—61; Khatāf, I, p. 338, II, p. 12; Athir, XI, pp. 290—1; Khalīkān, II, pp. 440, 443—4; Zāfir, pp. 113—4; Taghrbirdi, V, p. 346.

⑤ Mu'yassar, p. 92; Iti'āz, III, p. 204; Khatāf, II, p. 56.

⑥ Iti'āz, III, p. 260; Khatāf, II, p. 12; Taghrbirdi, V, p. 338.

⑦ Mu'yassar, p. 97; Iti'āz, III, p. 233.

⑧ nā'ib (Umāra, pp. 68, 69; Khalīkān, II, p. 440; Iti'āz, III, p. 255), šāhib (Iti'āz, III, p. 260; Khatāf, II, p. 12; Taghrbirdi, V, p. 338), Khatāf (I, p. 403) など、その外に、  
 ン・ト・ン・ベーン、その外に、

⑨ Iti'āz, III, pp. 261—2, 264, 266—70; Zāfir, p. 114; Athir, XI, pp. 291, 298—9; Khatāf, I, p. 338, II, pp. 12—3; Taghrbirdi, V, pp. 346—7; Khalīkān, II, pp. 442, 444; Ibn al-Furāt (Cahen, Un récit inédit) pp. 42—3, 44, 46.

⑩ Iti'āz, III, p. 264; Athir, XI, p. 298; Khatāf I, p. 338; Khalīkān, II, p. 444.

⑪ [五五九年] sha'bān 月 シャールとシールクルフの戦。シャール敗北。シールクルフはカイロを攻圍。シャールは十字軍 (ヨルサント王 Amalric) に救援依頼。ramadān 月 シールクルフは、ヨルサントを撤収。十字軍はシャールを攻圍。dhū al-hijja 月 和約成立。シールクルフは十字軍にシールを贈與。

[五六二年] rabī' II 月 ヌールマディーナ、シールクルフを

ハシムとハシム。シャールは十字軍に救援依頼。 jumada II 月 十字軍と al-Babayn の戦。ヌールマディーナ、十字軍に敗北。シールクルフはカイロに逃げ、十字軍はシールクルフを攻圍。シャールは十字軍にシールクルフを贈與。shawwāl 月 シールクルフは十字軍にカイロを返す。和約成立。シールクルフは十字軍にシールクルフを贈與。

[五六四年] safar 月 十字軍はシールクルフを攻圍 (ヨルサントを占領)。ヌールマディーナに撤退。ヌールマディーナは十字軍にシールクルフを返す。rabī' I 月 シールクルフは十字軍と戦。十字軍はシールクルフを攻圍。シールクルフは十字軍にシールクルフを贈與。

Zāfir, pp. 114—6; Iti'āz, III, pp. 272—8, 282—8, 291—301; Athir, XI, pp. 299, 324—7, 335—40; Khatāf, I, pp. 338, 338—9, 174—5; Taghrbirdi, V, pp. 347—52; Khalīkān, II, pp. 444—8; A. S. Ehrenkreutz, *Saladin*, New York, 1972, pp. 35—55.

⑫ Iti'āz, III, p. 301; Athir, XI, p. 340; Khalīkān, II, p. 440; Zāfir, p. 116, Zāfir は jumada I 月に敗北。

⑬ Iti'āz, III, p. 305; Athir, XI, p. 341; Ehrenkreutz, *Saladin*, pp. 27—30.

⑭ Iti'āz, III, pp. 302, 304; Khalīkān, II, p. 480; Athir, XI, p. 341; Taghrbirdi, V, pp. 388—9; Zāfir, p. 116, Zāfir は jumada I 月にカイロを占領。rajab 月 死傷。

⑮ Ehrenkreutz, *Saladin*, pp. 62—8; Iti'āz, III, pp. 307—8; Athir, XI, pp. 343—4.

㊦ Itri'āz, III, pp. 311, 321—2; Athir, XI, p. 344; Khatat, I, pp. 358—9; Ehrenkreutz, *Saladin*, pp. 74—5, 82.

㊧ 本體無川編繪製。

㊨ Itri'āz, III, p. 317; Ehrenkreutz, op. cit., p. 87.

㊩ Itri'āz, III, pp. 319—20; Khatat, I, pp. 358—9; Athir, XI, p. 366; Taghrbirdi, V, p. 385; Ehrenkreutz, op. cit., pp. 87—8.

㊪ Ehrenkreutz, *Saladin's coup d'état in Egypt, Medieval and Middle Eastern Studies in honor of Aziz Suryal Atiya*, (ed.) S. A. Hanna, Leiden 1972, pp. 150—6; Itri'āz, III, pp. 325, 327—8; Athir, XI, pp. 368—9; Taghrbirdi, V, pp. 355—6.

㊫ 「樞斗帳」 風入字 ㄆㄨㄛˊ ㄉㄨㄛˊ。

㊬ Majmū'a, p. 346; Suyūfī, II, p. 211.

㊭ ㄆㄨㄛˊ ㄉㄨㄛˊ (Sijillāt, p. 107; Ishāra, p. 55) ㄆㄨㄛˊ ㄉㄨㄛˊ (Myassar, p. 61; Itri'āz, III, p. 76; Khalikān, I, p. 179. cf. Myassar, p. 74; Athir, X, p. 589) ㄆㄨㄛˊ ㄉㄨㄛˊ (Itri'āz, III, p. 76; Khatat, I, pp. 442, 463) ㄆㄨㄛˊ ㄉㄨㄛˊ (Taghrbirdi, V, p. 237; Suyūfī, II, p. 204. cf. Myassar, p. 75) ㄆㄨㄛˊ ㄉㄨㄛˊ (Myassar, p. 75; Athir, X, p. 673; Suyūfī, II, p. 205) ㄆㄨㄛˊ ㄉㄨㄛˊ (Majmū'a, p. 332; Šubh, VIII, p. 345) ㄆㄨㄛˊ ㄉㄨㄛˊ (Myassar, p. 89; Itri'āz, III, p. 193; Suyūfī, II, p. 205) ㄆㄨㄛˊ ㄉㄨㄛˊ (Itri'āz, III, p. 197; Khalikān, III, p. 416) ㄆㄨㄛˊ ㄉㄨㄛˊ (Dawādārī, p. 554) ㄆㄨㄛˊ ㄉㄨㄛˊ (Majmū'a, p. 383; Itri'āz, III, p. 218) ㄆㄨㄛˊ ㄉㄨㄛˊ (Itri'āz, III, p. 253) ㄆㄨㄛˊ

ㄆㄨㄛˊ ㄉㄨㄛˊ (Majmū'a, p. 364; Šubh, X, p. 324; Itri'āz, III, 259; Suyūfī, II, p. 215) ㄆㄨㄛˊ ㄉㄨㄛˊ (Itri'āz, III, p. 302. cf. Majmū'a p. 383; Šubh, X, p. 80)。

㊮ Myassar, p. 22; Itri'āz, II, p. 311; Khatat, I, p. 382.

㊯ Khatat, II, p. 12; Mināwī, p. 178; 本體無川編繪製。

㊰ Myassar, p. 31; Itri'āz, II, pp. 331—2.

㊱ 本體無川編繪製。

㊲ 本體無川編繪製。

㊳ Ehrenkreutz, *Saladin*, p. 70.

㊴ 本體無川編繪製。

㊵ Khatat, I, pp. 400—1; Šubh, III, p. 489; Rabie, *The financial system of Egypt*, London 1972, p. 145.

㊶ Myassar, p. 42; Itri'āz, III, pp. 39, 43; Khatat, I, p. 401; Šubh, III, p. 489. *diwān al-majlis* ㄉㄨㄛˊ ㄉㄨㄛˊ 「樞斗帳」

風入川編繪製。

㊷ Itri'āz, III, p. 69; Majmū'a, p. 325. 本體無川編繪製。

㊸ Khatat, I, p. 400; Šubh, III, p. 489.

㊹ Myassar, pp. 76, 86, 87, 95; Itri'āz, III, pp. 148, 165, 180, 182, 221.

㊺ 「樞斗帳」 風入川編繪製。

㊻ Majmū'a, p. 346; Suyūfī, II, p. 211.

㊼ (ㄆㄨㄛˊ ㄉㄨㄛˊ) Majmū'a, p. 376; Šubh, X, p. 316. (ㄆㄨㄛˊ ㄉㄨㄛˊ) Majmū'a, p. 393; Šubh, X, p. 87. (ㄆㄨㄛˊ ㄉㄨㄛˊ) Majmū'a, p. 413; Šubh, X, p. 97.

㊽ (ㄆㄨㄛˊ ㄉㄨㄛˊ) Sijillāt, p. 107; Myassar, pp. 26, 33; Itri'āz,

- II, pp. 319, 334. (ムスリム) Mu'assar, p. 61; Iti'áz, III, p. 76. (キリスト教) Mu'assar, p. 61; Iti'áz, III, p. 76. (ムスリム) Majmū'a, p. 332; Šubh, VIII, p. 345. (キリスト教) Iti'áz, III, p. 197. (キリスト教) Majmū'a, p. 353; Iti'áz, III, p. 218. (ムスリム) Majmū'a, p. 383; Šubh, X, p. 80.
- 653 Zāfir, p. 94.
- 654 本稿第一節三節參照。
- 655 Khitāf, I, p. 401; Šubh, III, pp. 521—2.
- 656 Shujā' b. Shāwar は例外的に五〇〇デナーナル。
- 657 「前半期」頁八六、九一一。
- 658 マスニールの命令を書き入れた役目。Šubh, III, p. 487.
- 659 cf. Iti'áz, III, p. 335; S. M. Stern, *Fatimid Decrees*, London 1964, pp. 100—1.
- 660 Khitāf, I, pp. 402—3; Iti'áz, III, p. 335; *Fatimid Decrees*, p. 98.
- 661 *Fatimid Decrees*, pp. 53 ff., 101.
- 662 Iti'áz, III, pp. 60—61.
- 663 「前半期」頁八六。
- 664 ノーンヤ朝後半期の儀式一般について M. Canard, *Le cérémonial fatimite et le cérémonial byzantin, Byzantion*, XXI (1951), p. 396 ff. に紹介されている。\*カナド, *La procession du nouvel an chez les Fatimides, AIEO*, X (1952), pp. 364—98 \*Khitāf (I, pp. 445—50) の前半期祭行事の圖解。
- 670 Khitāf, I, pp. 448—50; Canard, *La procession*, pp. 387—95; *idem*, *Le cérémonial*, pp. 397—401.
- 671 インタヤと太刀はカリフの標章である。
- 672 五十九年カリフマヌールの創建 (H. I. Hasan, *Tarikh*, p. 540)。したがってマヌールの記述はこの年代以前のものと異なる。
- 673 Musabbihī, p. 61. 前半期の例は他は Khitāf, I, p. 451 (三八〇年) である。Musabbihī, pp. 62, 65—6, 80 (四一五年)。四一五年當時のマヌール Mas'ūd b. Tāhir al-Wazzān は他の高官に種々の行政監督権を奪われていた (前半期) 頁七四) ので、この年度の事例をもって前半期の代表例とすることには議論の餘地がないとはいえない。しかし、同年の断食明け祭の行事はこのマヌールも参加してつらなうわけではな。また、彼はまことに儀式に参列してつらなうわけではな。また、當時彼をこの権勢を有した高官連のこの年度の種々の儀式の全體を通じて、別段特別な位置を占めてゐるわけではな。したがって、四一五年の事例は、儀式に関する限り、一般化した事例とも見なす都合はないと思われる。
- 674 Khitāf, I, pp. 452—3.
- 675 Mu'assar, pp. 61—2; Khitāf, I, p. 442.
- 676 Musabbihī, pp. 66—7, 81.
- 677 「前半期」頁六八—九。
- 678 Mu'assar, p. 27; Iti'áz, II, p. 321; Khitāf, I, p. 382.
- 679 Iti'áz, III, p. 138.
- 680 Majmū'a, p. 411; Šubh, X, p. 95.

ウズマール	稱號 al-m. = al-malik	主な出典
アアダル	al-m. al-aʿḍal	Khallikān, II, 448
アア・アア	al-m. al-akmal	Taghrībī, 248
アアア	al-m. al-aʿḍal	Khiṭāṭ, I, 440 Iṭiʿāz, III, 161 Athīr, XI, 48 Suyūṭī, II, 205
アアアール	al-m. al-ʿādil	Uṣāma, 8 Khallikān, III, 416
アアアア	al-m. al-ṣāliḥ	Majmūʿ, 363 Iṭiʿāz, III, 218
アアアアア	al-m. al-nāṣir al-ʿādil (al-m. al-ʿādil al-nāṣir)	'Umāra, 52—3 Iṭiʿāz, III, 253
アアアア	al-m. al-manṣūr	Khiṭāṭ, I, 440
アアアアア	al-m. al-manṣūr	'Umāra, 73 Khallikān, II, 442
アアアアアア	al-m. al-manṣūr	Majmūʿa 383 Ṣubḥ, X, 80
アアアアア・ アアアア	al-m. al-nāṣir	Majmūʿa, 408 Ṣubḥ, X, 93

309 Khiṭāṭ, I, p. 440; Iṭiʿāz, III, p. 161; Athīr, XI, p. 48. cf. Suyūṭī, II, p. 205.

310 Mināwī, pp. 70—72. "トートナーニ照長半官ニ出致シ  
Sijillat, p. 108. 311 Majmūʿa, p. 200; Ṣubḥ, VIII, p. 240.

312 P. J. Vatikiotis, *The Fatimid Theory of State*, Lahore 1957, pp. 40, 61, 118—9; Makarem, *The Political Doctrine of the Ismāʿīlīs*, pp. 9, 18. トートナーニ照長半官ニ出致シ  
シイハニ照長半官ニ出致シシイハニ照長半官ニ出致シ  
D. I., Arts. 37—39, 47—49, 74—76, 85, 92; R. I., (text) pp. 4—5, 7, 29—30, 31—2, (tr.) pp. 23—4, 25, 41—2, 43; T. A., Arts. 33, 36, 38, 41, 47, 52.

313 Vatikiotis, op. cit., pp. 32—3; D. I., Arts. 73—4; R. I., (text) pp. 9—14, (tr.) pp. 27—31; T. A., Art. 32.

314 Iṭiʿāz, III, pp. 243—4; Athīr, XI, p. 255.

315 A. A. A. Fyze, *Compendium of Fatimid Law*, Simla 1969, pp. XLVII—VIII.

316 トートナーニ照長半官ニ出致シシイハニ照長半官ニ出致シ  
*sur l'histoire du Caire* (27 Mars—5 Avril, 1969) 所収  
G. von Grunnebaum, *The Nature of the Fatimid Achievement* (p. 199 ff.); B. Lewis, *An Interpretation of Fatimid History* (p. 287 ff.); S. M. Stern, *Cairo as the centre of the Ismāʿīli movement* (p. 437 ff.).

317 聖母トナーニの徴後時期は大陽曆年度に當り知れざるト  
スリテ曆は大陰曆によるなるト三三年間ニ隔るト一年のちそれ

生じる。このため三三年毎にハラージー暦の年號は一年とはちなればならぬ。Khitaf, I, pp. 279—81; Itri'az, III, p. 40; Rabie, op. cit., pp. 133—4; 森本公誠『初期イスラム時代ヒシフト税制史の研究』一九七五年、頁二九一—二。

092 原文では al-rijāl al-'askariyya wa al-muqā'ina 「軍人およびムクター」あるいは「軍人すなわちムクター」であるがこののルーンを原文の他の箇所では al-ḍu'afā' min al-ajnad 「困窮している軍人」または al-ajnad 「軍人」を用いる。

093 同じルーンを原文の他の箇所では al-aqwiyā' wa al-mumay-yaziina 「有力者および顯官」または al-aqwiyā' 「有力者」としている。cf. 森本公誠「カラルル農民かカラルル農民か」イスラム世界十六（一九七九）、頁八。

094 Khitaf, I, p. 83; Itri'az, III, p. 40; cf. C. Cahen, L'administration financière de l'arabie fatimide d'après al-Ma-khḍūmī, JESHO, XV (1972), p. 174.

095 Cahen も前掲論文 (p. 176) と同様のことを指摘しているが、彼のラキストの翻譯は必ずしも正確ではない。たとえば amara al-ḍu'afā' min al-ajnad an yatazayyadū fi-hā の譯は il fit augmenter la part des soldats faibles 「下級軍人の取り分を増加せしめた」ではなくて「下級軍人にイクターについて競をせよと命じた」である。納税請負については、森本公誠『前掲書』頁二七八以下参照。

096 森本、頁二九一。

097 Khitaf, I, pp. 83—4; Itri'az, III, pp. 80—1 (アラビヤ五十六年のこと)；森本『前掲書』頁三〇〇。cf. Ishāra, p. 64, 長

年にわたる累積残額は、現金だけで一七二萬ディナール以上であった。

098 森本、前掲書頁二七九。

099 Khitaf, I, p. 84; Itri'az, III, p. 81. Rabie (op. cit., p. 28) は Khitaf の記述をイクター分與として見るが、イクターを示す語は見當らない。また彼はこの新たな「イクター」契約が無期限であったように述べているが、史料原文 fa-inna damāna-hu baqin fi yadi-hi la tuqbalu ziyādatun 'alay-hi muddata damāni-hi 'ala al-'aqdi al-ma'qudi 44' 契約期間内の權利保證は永続的を明記している。

000 'Umara, p. 53; Itri'az, III, p. 253; Taghribirdi, V, p. 316.

001 森本、前掲書頁二九八—三〇〇。

002 フォーター朝の軍隊が俸給および扶養を拒んだこと 44' Rabie (op. cit., p. 27) も指摘している。しかし彼の依據 44' Musabbihi, Ishāra (p. 54), Naṣir-i-Khusraw 44' は 44' 前半期に属する史料である。

003 Itri'az, III, p. 43; Khitaf, I, p. 401.

004 前掲書頁三〇〇。

005 Cahen, L'administration financière, p. 167 ff.

006 Subh, III, pp. 488—9; Rabie, pp. 38—9.



- Ishāra : Ibn al-Ṣayrafī, *al-Ishāra ilā man naẓla al-wiẓāra*, (ed.) A. Mukhlis, Cairo 1924.
- Zāfir : Ibn Zāfir, *Akhbār al-Dawal al-Munqaziya*, (ed.) A. Ferré, Cairo, 1971.
- Muyassar : Ibn Muyassar, *Akhbār Miṣr*, (ed.) H. Massé, Cairo 1919.
- Iṭī'āz : al-Maqrīzī, *Iṭī'āz al-Ḥunafā' bi-Akhbār al-A'imma al-Fāṭimiyyin al-Khalafā'*, (ed.) M. H. Muḥammad Aḥmad, vols. II, III, Cairo 1971, 1973.
- Khīṭaī : al-Maqrīzī, *al-Mawā'iz wa al-Tribār fi Dhikr al-Khīṭaī wa al-Āthār*, vols. I, II, Būlāq 1270H. (repr. Beirut).
- Athir : Ibn al-Athir, *al-Kāmil fi al-Tārīkh*, vols. X, XI, (ed.) C. J. Tornberg (repr. Beirut, 1966).
- Dawādārī : Ibn al-Dawādārī, *Kanz al-Durar wa Jamī' al-Gharar*, vol. VI, (ed.) Ṣ. al-Munajjid, Cairo 1961.
- Taghrībīdī : Ibn Taghrībīdī, *al-Nujūm al-Zāhira fi Malūk Miṣr wa al-Qāhira*, vol. V, Cairo 1963—4 (repr.).
- Khallikān : Ibn Khallikān, *Wafayāt al-A'yān*, (ed.) I. 'Abbās, Beirut 1977.
- Qalānisi : Ibn al-Qalānisi, *Dhawl Tārīkh Dimashq*, (ed.) H. F. Amedroz, Beirut 1908.
- 'Umāra : 'Umāra al-Yamānī, *al-Nukat al-'Asriyya fi Akhbār al-Wazarā' al-Miṣriyya*, (ed.) H. Derenbourg, Paris 1897.
- Uṣāma : Uṣāma b. Munkidh, *al-Tribār*, (ed.) P. K. Hitti, Princeton 1930.
- Ṣubḥ : al-Qalqashandī, *Ṣubḥ al-A'shā*, vols. III, VIII, X, (repr.) Cairo.
- Suyūṭī : al-Suyūṭī, *Ḥasn al-Mawhādara fi Tārīkh Miṣr wa al-Qāhira*, vols. I, II, (ed.) Abū al-Faḍl Ibrāhīm, Cairo 1968.
- Ighātha : al-Maqrīzī, *Ighātha al-Umma bi-Kashf al-Ghummā*, Dār Ibn al-Walīd.
- Siḥillāt : al-Siḥillāt al-Mustansiriyya, (ed.) 'A. al-Mun'im Majīd, Cairo 1954.
- Musabbīḥī : al-Musabbīḥī, *Akhbār Miṣr*, vol. XI, (ed.) A. F. Sayyid, T. Bianquis, Cairo 1978.
- Majmū'a : J. al-Shayyāl, *Majmū'a al-Wahāiq al-Fāṭimiyya*, Cairo 1958.
- D. I. : Abū Ḥanīfa al-Nu'mān b. Muḥammad al-Ta-

- mimī, *Da'irah al-Islām*, (ed.) A. A. A. Fayḍī, vol. I, Cairo 1969; (tr.) A. A. A. Fyzee, *The Book of Faith* (= Part I), Bombay 1974.
- R. I. · Abū al-Fawāris Aḥmad b. Ya'qūb, *al-Risāla fi al-Imāma*, (ed., tr.) S. N. Makareem (*The Political Doctrine of the Ismā'īlīs*), New York 1977.
- T. A. : 'Alī b. Muḥammad al-Walīd, *Taj al-Aqā'id wa Madīn al-Fawā'id*, (ed.) 'A. Tāmir, Beirut 1967; (English Summary) W. Ivanow, *A Creed of the Fatimids*, Bombay 1936.

items of income included all tax payments made in cash, such as *zheboqian* 折帛錢 and *jingzongzhiqian* 經總制錢, as well as proceeds from the monopoly of tea and salt. The supervisor in charge of the finance watched over the circulation of the *huizi* and added adjustments to the *pinda* rates of both income and expenditures.

Up until the ninth year of the Qiandao period (1173), the government roughly built up this system of income and expenditures. Thus, the *huizi* enlarged its range of circulation, centering itself around the *xingzai* and the areas stationing large troops, and secondarily extending into the surrounding regions.

## THE VIZIRATE DURING THE LATTER HALF OF THE FAṬĪMID DYNASTY IN EGYPT

UHARA Takashi

This essay investigates the actual conditions of the vizirate during the latter half of the Faṭimid dynasty and systematically comprehends its character in an attempt to consider its historical significance.

When one traces the transition of the latter vizirate, the following points are confirmed: first, that all the viziers had come from the military class; secondly, that in most cases they had had direct or indirect recourse to military force in establishing their accession; and thirdly, that the entire climate of the political process during the latter period mostly evolved around the vizier.

Speaking from an institutional perspective, the vizier controlled the highest authorities of the army, the administrative organization and the organization for religious affairs. The vizier was the actual controller of the state. Their supreme position is also verifiable from other aspects, including their exceptional remuneration, supervision of the *maḏālim*, high status in ritual ceremonies, hereditary political position, and title of *malik*.

The latter viziers who possessed such a great jurisdiction, occupying such a supreme position, threatened the supreme spiritual authority of

the caliph. So the rule of the Faṭimid dynasty based on the ideology of Ismā'īliyya became nominal by degrees.

At the same time, however, there was also a limit to their power; namely, their having established their economic base in a deteriorating traditional system of tax collection. For this reason, the control of the Faṭimids was not yet completely overturned and was able to continue to exist, despite the viziers having seized actual political power until Ṣalaḥ al-Dīn had put the military iqta' system into effect to the extent of establishing a new state organization.